

資料編

- 1 環境に関する統計データ
- 2 清掃事業に関する統計データ
- 3 文化財一覧
- 4 浦安市環境基本条例
- 5 浦安市環境保全条例
- 6 浦安市環境審議会規則
- 7 用語解説

1 環境に関する統計データ

●浦安市環境基本計画の推進体制

■浦安市環境審議会委員

平成 26 年 1 月現在

市 民	役 職	氏 名	任 期
	委 員	石 川 正 純	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	樂 々 道 夫	平成 25 年 7 月 3 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	山 口 定 代	平成 25 年 7 月 3 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	吉 原 幸 守	平成 25 年 7 月 3 日～平成 26 年 7 月 31 日

学 識 経 験 者	役 職	氏 名	任 期
	委 員	大 杉 麻 美	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	副会長	奥 真 美	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	古 賀 典 道	平成 25 年 7 月 3 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	畑 中 範 子	平成 25 年 7 月 3 日～平成 26 年 7 月 31 日
	会 長	柳 憲 一 郎	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日

事 業 者	役 職	氏 名	任 期
	委 員	大 石 昇	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	加 藤 里 行	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	小 林 章 宏	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	六 井 元 一	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日
	委 員	渡 辺 雅 彦	平成 24 年 8 月 1 日～平成 26 年 7 月 31 日

●公害苦情処理数

■平成 24 年度の月別公害苦情件数

種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大 気 汚 染		2	0	0	1	0	0	0	1	3	0	1	0	8
水 質 汚 濁		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
土 壤 汚 染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒 音		4	3	5	9	10	4	4	2	4	0	3	1	49
振 動		1	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	6
悪 臭		1	1	1	2	2	1	3	0	2	0	1	1	15
電 波 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		0	7	1	2	1	1	0	0	2	0	1	1	16
合 計		8	12	8	14	16	6	7	3	12	1	6	3	96

■年度別公害苦情件数

種類	年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大 気 汚 染		10	7	7	3	8	11	8
水 質 汚 濁		10	4	2	3	5	0	2
土 壤 汚 染		0	0	0	0	0	0	0
騒 音		37	62	54	37	88	55	49
振 動		5	5	5	5	4	20	6
悪 臭		17	26	13	17	8	9	15
電 波 障 害		4	1	2	1	0	0	0
そ の 他		27	11	21	40	15	28	16
合 計		110	116	104	106	128	123	96

●公害防止融資制度

本市では、市内に店舗・工場・事業所等を有する中小企業者で、1年以上同一事業を営んでいる法人または個人の市税完納者が、公害防止対策を行うための資金が必要な際、限度額 1,500 万円以内の融資を行っています。

(平成 25 年 3 月末現在)

資金名	限度額	期間	利率	市の利子補給
公害防止施設資金	1,500 万円	7 年以内	2.2~2.9%	融資利率と同率

大気汚染に関する環境データ

●市の環境測定機器（大気環境）等整備状況

（平成 25 年 3 月末現在）

	機 器 名	数 量	型 式	購 入 年 月
大 気	気象観測装置	1	A-1159	平成 25 年 1 月
	非メタン炭化水素測定装置	1	GHC-255	平成 19 年 2 月
	浮遊粒子状物質測定装置	1	DUB-357	平成 20 年 3 月
	二酸化硫黄測定装置	1	APSA-3600	平成 16 年 12 月
	窒素酸化物測定装置	1	GLN-354	平成 22 年 3 月
	オキシダント測定装置	1	GUX-353	平成 21 年 3 月
	一酸化炭素測定装置	1	GFC-351/GFC-311	平成 22 年 6 月
	酸性雨自動分析装置	1	US-760	平成 16 年 1 月

●気象

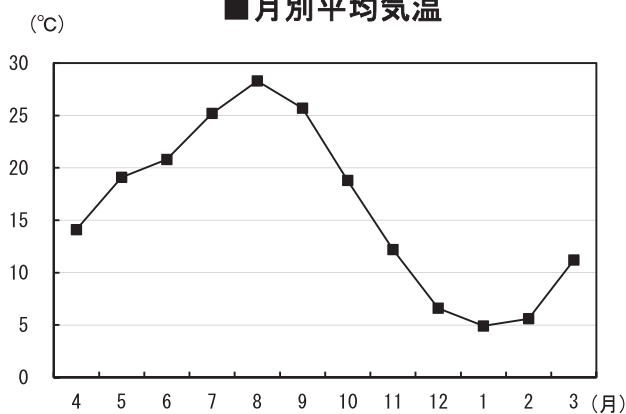
本市の一般環境大気測定局では、大気汚染の状況を把握するため、気象観測を行いました。

■月別気象測定結果「猫実一般環境大気測定局」

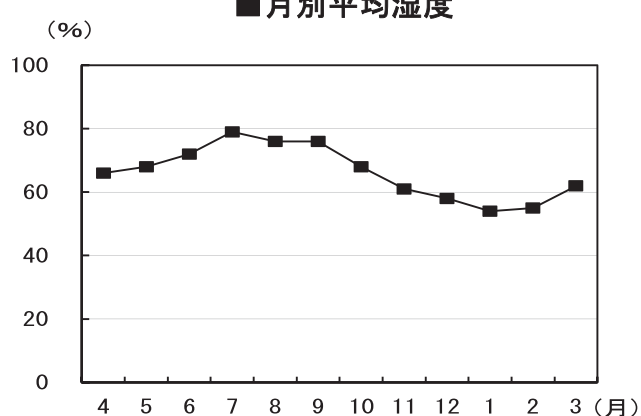
（平成 24 年度測定）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	通年
平均気温 (°C)		14.1	19.1	20.8	25.2	28.3	25.7	18.8	12.2	6.6	4.9	5.6	11.2	16.1
平均湿度 (%)		66	68	72	79	76	76	68	61	58	54	55	62	66
降雨量 (mm)		134	216	195.5	122	19	153.5	180.5	157.5	81	55	39	55.5	1408.5
最多風向		N	SSW	NE	SSW	SSW	SSW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
平均風速 (m/s)		2.8	2.9	2.7	3	3	2.7	2.6	2.4	2.4	2.5	2.8	3.2	2.7

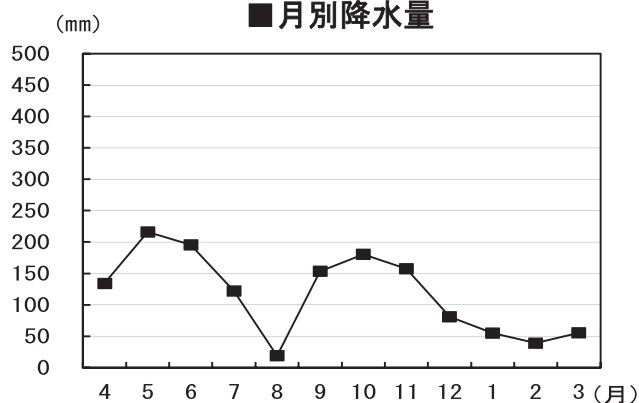
■月別平均気温



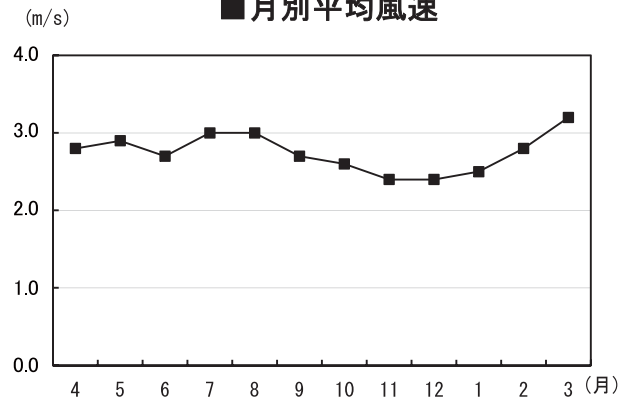
■月別平均湿度



■月別降水量



■月別平均風速



●硫黄酸化物（SOx）

本市では、硫黄酸化物のうち、二酸化硫黄の測定を行いました。

二酸化硫黄の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
------------	--

■二酸化硫黄の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の最高値	長期的評価		
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有×・無○	(日)
362	8,560	0.001	0	0.0	0	0.0	0.083	0.004	○	0

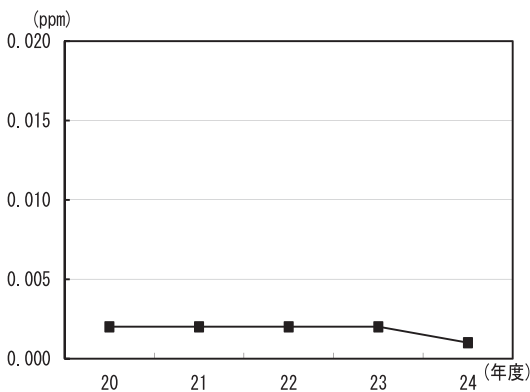
*長期的評価の評価方法

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

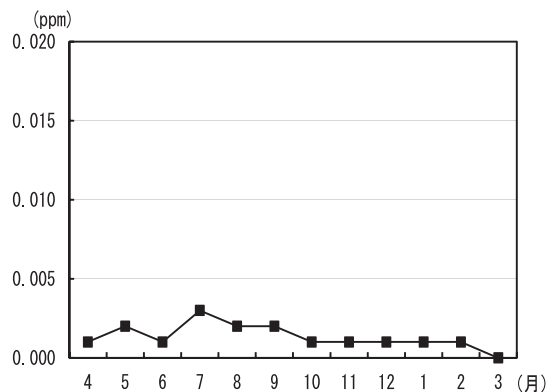
■二酸化硫黄の経年変化（年平均値）「猫実一般環境大気測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
日平均値の2%除外値 (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■二酸化硫黄の測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	27	30
測定時間(時間)		708	727	707	730	722	703	724	708	732	731	649	719
月平均値 (ppm)		0.001	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)		0.006	0.047	0.009	0.083	0.035	0.019	0.006	0.019	0.008	0.007	0.006	0.008
日平均値の最高値(ppm)		0.003	0.005	0.004	0.008	0.006	0.004	0.002	0.004	0.003	0.002	0.003	0.002

●窒素酸化物（NOx）

本市の一般環境大気測定局で、窒素酸化物のうち、一酸化窒素と二酸化窒素の測定を行いました。このうち、二酸化窒素は環境基準が定められています。

二酸化窒素の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
二酸化窒素の千葉県の環境目標値	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。

■一酸化窒素・二酸化窒素の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

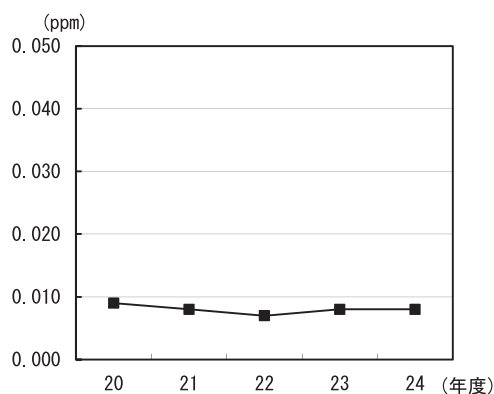
項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		長期的評価	
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
一酸化窒素	359	8,622	0.008	0.287	—	—	—	—	—	—	—	—	0.057	—
二酸化窒素	359	8,622	0.019	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	3.3	0.043	0

*「98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

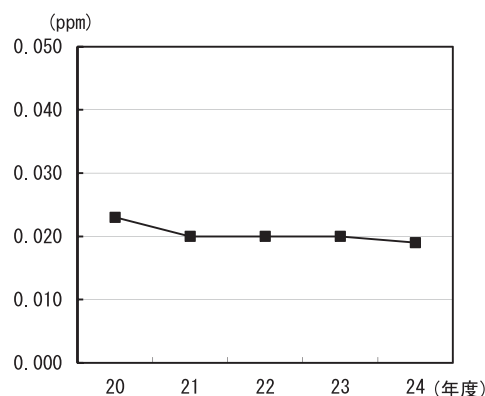
■一酸化窒素・二酸化窒素の経年変化（年平均値）「猫実一般環境大気測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一酸化窒素年平均値(ppm)	0.009	0.008	0.007	0.008	0.008
二酸化窒素年平均値(ppm)	0.023	0.020	0.020	0.020	0.019

■一酸化窒素の経年変化（年平均値）



■二酸化窒素の経年変化（年平均値）

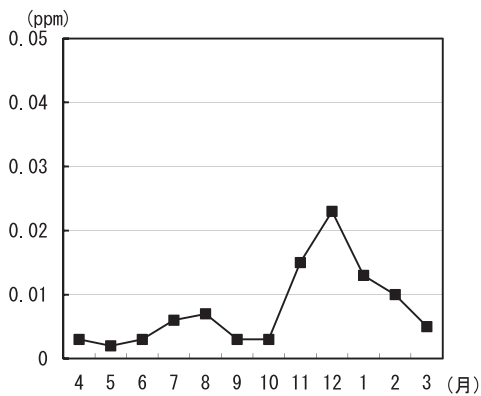


■一酸化窒素の測定結果(月別値)「猫実一般環境大気測定局」

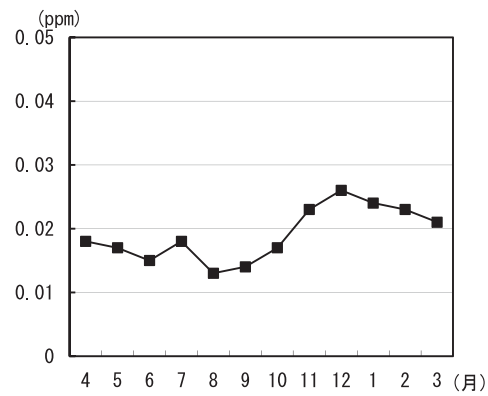
(平成24年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	30	30	31	30	30	30	30	31	31	27	29
測定時間(時間)		713	732	712	735	724	711	726	717	741	734	654	723
月平均値(ppm)		0.003	0.002	0.003	0.006	0.007	0.003	0.003	0.015	0.023	0.013	0.010	0.005
1時間値の最高値(ppm)		0.057	0.032	0.051	0.056	0.090	0.059	0.047	0.167	0.238	0.287	0.276	0.121
日平均値の最高値(ppm)		0.027	0.009	0.011	0.013	0.012	0.012	0.010	0.071	0.087	0.071	0.058	0.021

■一酸化窒素の月別推移(月平均値)



■二酸化窒素の月別推移(月平均値)



■二酸化窒素の測定結果(月別値)「猫実一般環境大気測定局」

(平成24年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	30	30	31	30	30	30	30	31	31	27	29
測定時間(時間)		713	732	712	735	724	711	726	717	741	734	654	723
月平均値(ppm)		0.018	0.017	0.015	0.018	0.013	0.014	0.017	0.023	0.026	0.024	0.023	0.021
1時間値の最高値(ppm)		0.060	0.056	0.058	0.068	0.043	0.053	0.078	0.074	0.065	0.069	0.060	0.086
日平均値の最高値(ppm)		0.038	0.029	0.025	0.037	0.021	0.023	0.036	0.046	0.049	0.053	0.046	0.043
1時間値が0.2ppmを超えた時間数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数		0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	2	1

本市に県が設置している美浜自動車排出ガス測定局においても、窒素酸化物のうち、一酸化窒素と二酸化窒素の測定を行いました。

■一酸化窒素・二酸化窒素の測定結果（年間値）「美浜自動車排出ガス測定局」（平成 24 年度測定）

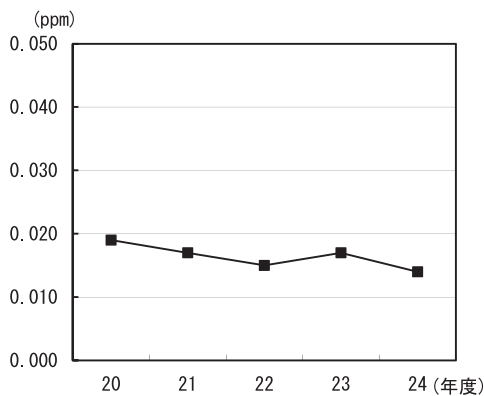
項目	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		長期的評価	
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)
一酸化窒素	365	8,664	0.014	0.394	—	—	—	—	—	—	—	—	0.084	—
二酸化窒素	365	8,664	0.022	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0	30	8.2	0.049	0

*「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

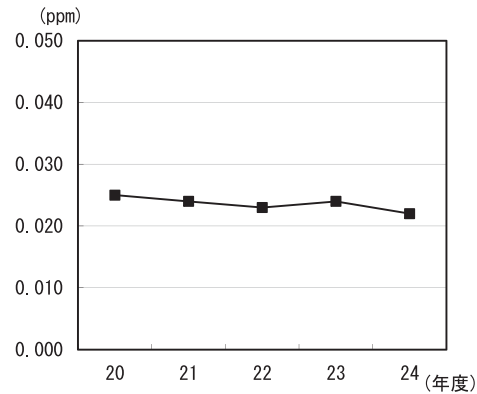
■一酸化窒素の経年変化（年平均値）「美浜自動車排出ガス測定局」

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年平均値 (ppm)	0.019	0.017	0.015	0.017	0.022

■一酸化窒素の経年変化（年平均値）



■二酸化窒素の経年変化（年平均値）



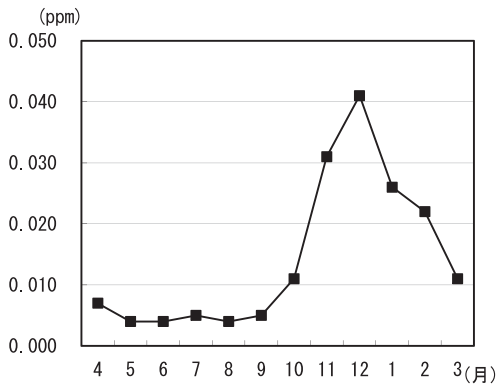
■二酸化窒素の経年変化「美浜自動車排出ガス測定局」

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年平均値 (ppm)	0.025	0.024	0.023	0.024	0.022
日平均値の年間98%値 (ppm)	0.045	0.048	0.043	0.050	0.049

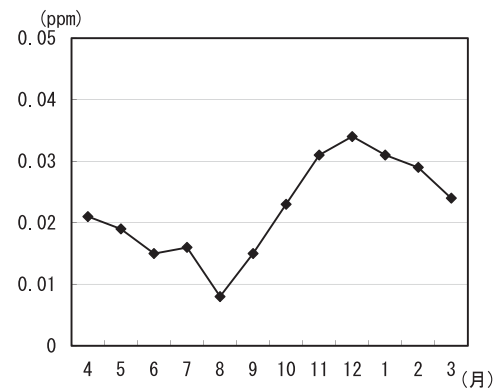
■一酸化窒素の測定結果(月別値)「美浜自動車排出ガス測定局」 (平成24年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
測定時間(時間)		715	739	716	737	737	712	734	707	731	736	664	736
月平均値(ppm)		0.007	0.004	0.004	0.005	0.004	0.005	0.011	0.031	0.041	0.026	0.022	0.011
1時間値の最高値(ppm)		0.108	0.147	0.081	0.044	0.068	0.079	0.136	0.240	0.394	0.360	0.293	0.144
日平均値の最高値(ppm)		0.054	0.016	0.012	0.012	0.012	0.015	0.027	0.106	0.118	0.094	0.080	0.041

■一酸化窒素の月別推移(月平均値)



■二酸化窒素の月別推移(月平均値)



■二酸化窒素の測定結果(月別値)「美浜自動車排出ガス測定局」 (平成24年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
測定時間(時間)		715	739	716	737	737	712	734	707	731	736	664	736
月平均値(ppm)		0.021	0.019	0.015	0.016	0.008	0.015	0.023	0.031	0.034	0.031	0.029	0.024
1時間値の最高値(ppm)		0.072	0.065	0.061	0.054	0.034	0.054	0.069	0.079	0.084	0.078	0.068	0.083
日平均値の最高値(ppm)		0.045	0.036	0.031	0.034	0.017	0.028	0.043	0.051	0.056	0.054	0.049	0.047
1時間値が0.2ppmを超えた時間数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数		1	0	0	0	0	0	1	6	8	6	5	3

●光化学オキシダント（Ox）

本市の一般環境大気測定局で光化学オキシダントの測定を行いました。千葉県大気汚染緊急時対策により、光化学スモッグ注意報などが発令された場合は、防災無線で市内全域に放送するとともに、重要なお知らせメールサービスによるメール配信や公共施設への看板設置、学校、幼稚園、保育園などに電話連絡をするなど、市民への周知を行いました。

光化学オキシダントの環境基準 1時間値が0.06ppm以下であること。

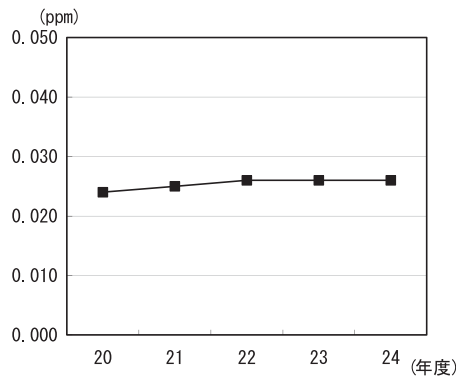
■光化学オキシダントの測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	
					(日)	(時間)	(日)	(時間)
357	5,294	0.026	0.145	0.04	34	106	2	2

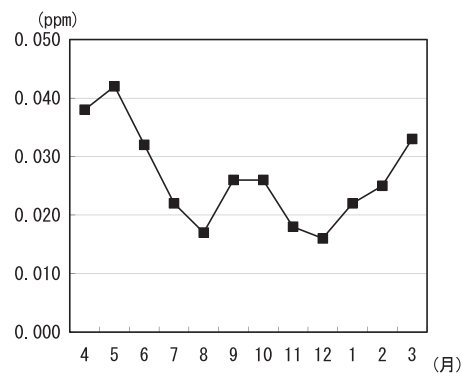
■光化学オキシダントの経年変化（年平均値）「猫実一般環境大気測定局」

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
光化学オキシダント（ppm）	0.024	0.025	0.026	0.026	0.026

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■光化学オキシダントの測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	26	30	31	28	28	31
昼間測定時間	(時間)	448	460	448	463	459	448	381	448	463	408	412	456
昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.038	0.042	0.032	0.022	0.017	0.026	0.026	0.018	0.016	0.022	0.025	0.033
昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数	(日)	5	10	3	9	3	4	0	0	0	0	0	0
	(時間)	10	41	7	22	10	16	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.077	0.087	0.086	0.145	0.100	0.130	0.058	0.049	0.039	0.045	0.048	0.060
昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.05	0.057	0.046	0.051	0.031	0.046	0.039	0.029	0.025	0.033	0.035	0.048

*昼間とは5時から20時までの時間をいう。従って、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

■光化学スモッグ緊急時における発令基準

発令区分	基準
予報	気象条件ならびに各種汚染物質濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、判断した当日の午前 11 時まで発令する。
注意報	オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、基準測定局における測定値が 0.12ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警報	注意報の状態がさらに悪化し、基準測定局における測定値が 0.24ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	警報の状態がさらに悪化し、基準測定局における測定値が 0.40ppm 以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
前日予報	千葉県光化学スモッグ等予測システムによる前日予測の結果から、翌日のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上の地域が広域となることが予測された場合は、前日予測日の午後 4 時まで発令する。

*予報・注意報・警報・重大緊急報の発令基準は、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に定めるところによる。

*前日予報の発令基準は「千葉県光化学スモッグ前日予報制度運用要領」に定めるところによる。

●一酸化炭素（CO）

本市の一般環境大気測定局で、一酸化炭素の測定を行いました。

一酸化炭素の 環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
----------------	--

■一酸化炭素の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の最高値	長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有×・無○	(日)
363	8,649	0.4	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	○	0

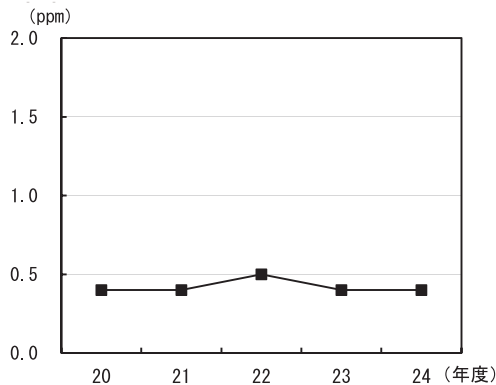
*長期的評価の評価方法

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

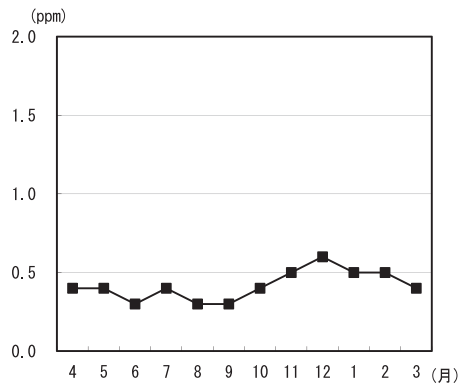
■一酸化炭素の経年変化「猫実一般環境大気測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年平均値 (ppm)	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
日平均値の2%除外値 (ppm)	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■一酸化炭素の測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	27	31
測定時間(時間)		713	732	713	736	733	713	728	713	737	737	657	737
月平均値 (ppm)		0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4
8時間値が20ppmを超えた回数(回)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)		0.9	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.9	2.0	2.3	1.9	1.5
日平均値の最高値(ppm)		0.7	0.6	0.5	0.6	0.4	0.4	0.6	0.9	1.0	1.2	0.8	0.7

本市に県が設置している美浜自動車排出ガス測定局においても、一酸化炭素の測定を行いました。

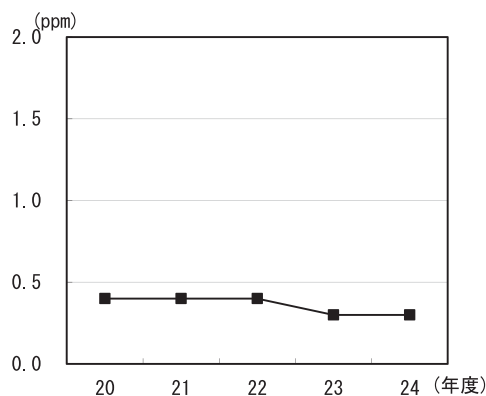
■一酸化炭素の測定結果(年間値)「美浜自動車排出ガス測定局」(平成24年度測定)

有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の最高値	長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有×・無○	(日)
365	8,696	0.3	0	0.0	0	0.0	1.8	0.7	○	0

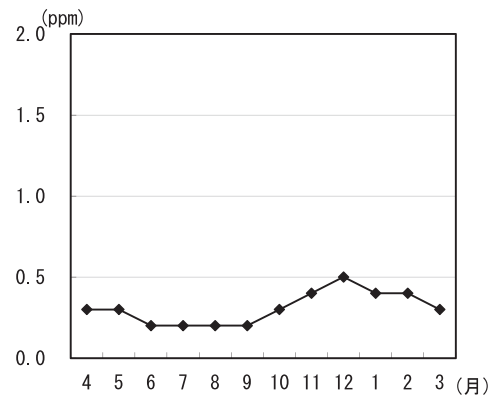
■一酸化炭素の経年変化「美浜自動車排出ガス測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年平均値 (ppm)	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
日平均値の2%除外値 (ppm)	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7

■経年変化(年平均値)



■月別推移(月平均値)



■一酸化炭素の測定結果(月別値)「美浜自動車排出ガス測定局」(平成24年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
測定時間(時間)		715	739	716	740	736	716	739	714	740	738	663	740
月平均値 (ppm)		0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3
8時間値が20ppmを超えた回数(回)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が10ppmを超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)		0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.9	1.2	1.6	1.6	1.8	1.7	1.1
日平均値の最高値(ppm)		0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.5	0.8	1.0	1.0	0.7	0.5

●浮遊粒子状物質（SPM）

本市の一般環境大気測定局で、浮遊粒子状物質の測定を行いました。

浮遊粒子状物質の環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
--------------	---

■浮遊粒子状物質の測定結果（年間値）「猫実一般大気測定局」（平成24年度測定）

有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の最高値	長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×・無○	(日)
361	8,688	0.019	0	0.0	0	0.0	0.154	0.044	○	0

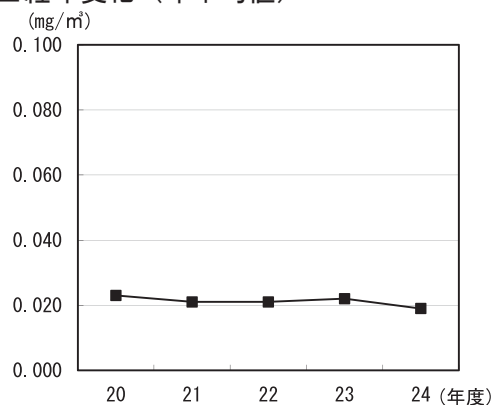
*長期的評価の評価方法

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

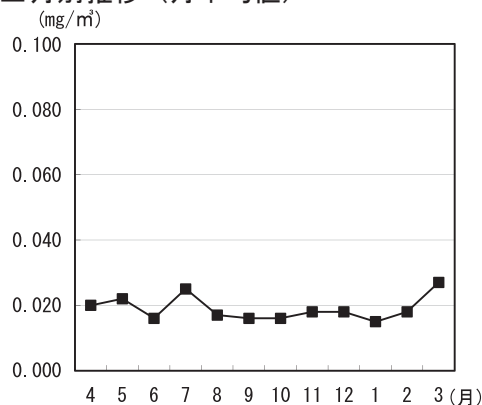
■浮遊粒子状物質の経年変化「猫実一般環境大気測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年平均値 (ppm)	0.023	0.021	0.021	0.022	0.019
日平均値の2%除外値 (ppm)	0.057	0.049	0.053	0.054	0.044

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■浮遊粒子状物質の測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

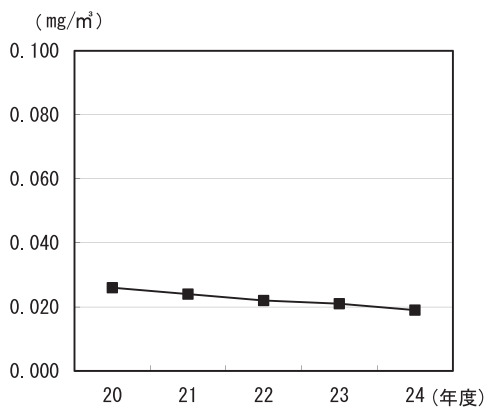
項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	27	29
測定時間(時間)		718	738	718	742	739	718	735	717	742	742	663	716
月平均値 (mg/m ³)		0.020	0.022	0.016	0.025	0.017	0.016	0.016	0.018	0.018	0.015	0.018	0.027
1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値 (mg/m ³)		0.072	0.091	0.088	0.089	0.063	0.057	0.046	0.075	0.101	0.066	0.085	0.154
日平均値の最高値 (mg/m ³)		0.037	0.065	0.033	0.063	0.030	0.027	0.032	0.041	0.078	0.040	0.041	0.055

本市に県が設置している美浜自動車排出ガス測定局においても、浮遊粒子状物質の測定を行いました。

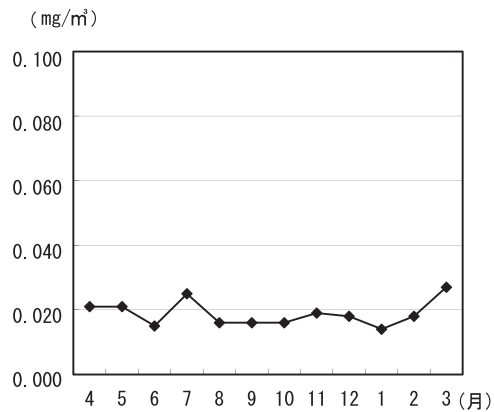
■浮遊粒子状物質の経年変化「美浜自動車排出ガス測定局」

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年平均値 (ppm)	0.026	0.024	0.022	0.021	0.019
日平均値の 2%除外値 (ppm)	0.067	0.055	0.053	0.053	0.047

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■浮遊粒子状物質の測定結果（月別値）「美浜自動車排出ガス測定局」 (平成 24 年度測定)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効測定日数(日)		30	31	30	31	27	30	31	30	31	29	28	31
測定時間(時間)		718	743	719	741	662	719	743	717	743	716	669	743
月平均値 (mg/m³)		0.021	0.021	0.015	0.025	0.016	0.016	0.016	0.019	0.018	0.014	0.018	0.027
1時間値が [※] 0.2mg/m³を 超えた時間数(時間)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が [※] 0.10mg/m³を 超えた日数(日)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m³)		0.074	0.078	0.095	0.105	0.065	0.059	0.055	0.096	0.136	0.066	0.072	0.138
日平均値の最高値(mg/m³)		0.041	0.061	0.033	0.068	0.027	0.029	0.032	0.049	0.091	0.040	0.045	0.055

●炭化水素（HC）

本市の一般環境大気測定局でメタンと非メタン炭化水素の測定を行いました。

非メタン炭化水素濃度レベルの指針 午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC までの範囲内、またはそれ以下であること。

*炭化水素については環境基準が定められていないが、光化学スモッグの原因物質であるため、昭和51年8月に中央公害対策審議会から「炭化水素の測定については非メタン炭化水素を測定すること」と指針が示されている。

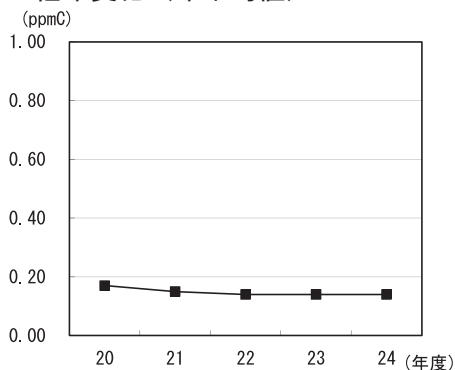
■炭化水素の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6時～9時における年平均値 (ppmC)	6時～9時測定日数 (日)	6時～9時3時間平均値		6時～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数と割合		6時～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数と割合	
					(最高値) (ppmC)	(最低値) (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
非メタン炭化水素	8,140	0.14	0.15	345	0.81	0.03	64	18.6	19	5.5
メタン	8,140	1.90	1.92	345	2.61	1.74	—	—	—	—
全炭化水素	8,140	2.04	2.08	345	3.25	1.80	—	—	—	—

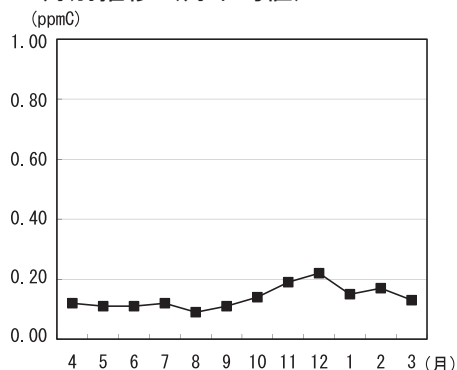
■非メタン炭化水素の経年変化（年平均値）「猫実一般環境大気測定局」

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非メタン炭化水素 (ppmC)	0.17	0.15	0.14	0.14	0.14

■経年変化（年平均値）



■月別推移（月平均値）



■非メタン炭化水素の測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」（平成24年度測定）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定時間	(時間)	603	711	706	727	728	706	691	702	719	723	478	646
月平均値	(ppmC)	0.12	0.11	0.11	0.12	0.09	0.11	0.14	0.19	0.22	0.15	0.17	0.13
6時～9時における月平均値	(ppmC)	0.13	0.12	0.13	0.14	0.11	0.12	0.16	0.20	0.22	0.17	0.16	0.16
6時～9時測定日数	(日)	26	29	30	31	31	30	29	30	30	30	21	28
6時～9時の3時間平均値	最高値 (ppmC)	0.27	0.24	0.38	0.28	0.31	0.21	0.34	0.55	0.64	0.81	0.36	0.42
	最低値 (ppmC)	0.06	0.04	0.07	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	0.03	0.07	0.04
6時～9時日平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	3	3	2	4	1	1	7	10	14	6	5	8
6時～9時日平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	1	0	0	0	1	5	6	2	2	2

■メタンの測定結果（月別値）「猫実一般環境大気測定局」 （平成24年度測定）

項目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
測定時間	(時間)		603	711	706	727	728	706	691	702	719	723	478	646
月平均値	(ppmC)		1.90	1.87	1.88	1.86	1.82	1.86	1.91	1.95	1.99	1.97	1.93	1.92
6時～9時における 月平均値	(ppmC)		1.92	1.90	1.92	1.89	1.86	1.88	1.92	1.96	1.99	1.99	1.92	1.95
6時～9時測定日数	(日)		26	29	30	31	31	30	29	30	30	30	21	28
6時～9時の 3時間平均値	最高値 (ppmC)		2.07	2.05	2.12	2.11	2.14	1.95	2.07	2.39	2.22	2.44	2.11	2.61
	最低値 (ppmC)		1.84	1.79	1.77	1.74	1.76	1.80	1.83	1.85	1.90	1.90	1.85	1.76

●有害大気汚染物質（ベンゼン等）

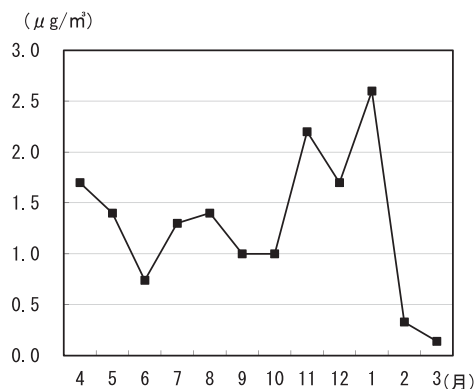
市では、猫実測定局近傍でベンゼン等の有害大気汚染物質の測定を行いました。

物質名	環境基準値
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ （3μg/m ³ ）以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ （200μg/m ³ ）以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ （200μg/m ³ ）以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ （150μg/m ³ ）以下であること。

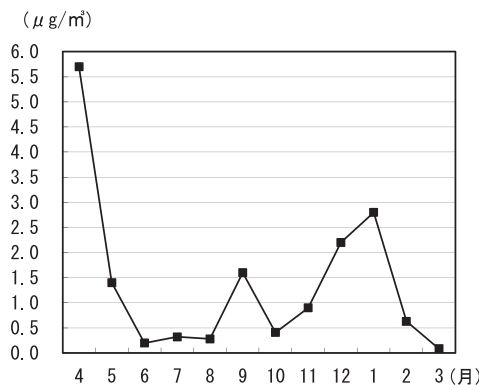
■有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定結果（月別値）（単位：μg/m³）（平成24年度測定）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値
日	23-24	15-16	11-12	4-5	7-8	6-7	2-3	8-9	13-14	16-17	21-22	4-5	
曜日	月・火	火・水	月・火	水・木	火・水	木・金	火・水	木・金	木・金	水・木	木・金	月・火	
ベンゼン	1.7	1.4	0.74	1.3	1.4	1.0	1.0	2.2	1.7	2.6	0.33	0.14	1.29
トリクロロエチレン	5.7	1.4	0.2	0.32	0.28	1.6	0.41	0.9	2.2	2.8	0.63	0.087	1.377
テトラクロロエチレン	1.1	0.69	0.19	0.14	0.18	0.25	0.14	0.26	0.43	0.58	0.096	0.052	0.342
ジクロロメタン	4.9	3.5	0.92	1.1	0.87	3.9	1.3	2.0	2.1	6.6	0.56	0.64	2.37

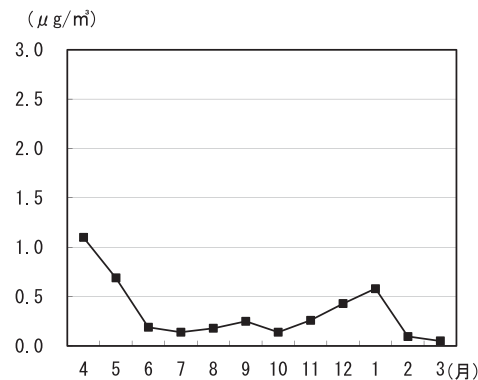
■ベンゼンの月別推移（月平均値）



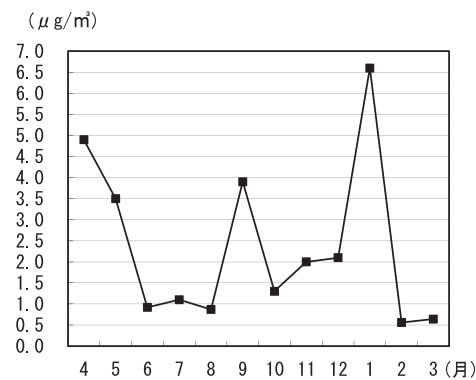
■トリクロロエチレンの月別推移（月平均値）



■テトラクロロエチレンの月別推移（月平均値）



■ジクロロメタンの月別推移（月平均値）



水質汚濁に関する環境データ

●環境基準

本市では、境川、猫実川、堀江川、見明川で水質の調査を行いました。

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	-
D	工業用水2級、農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ以上	-

■生活環境の保全に関する環境基準（海域ーア）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水およびCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	-	-

■生活環境の保全に関する環境基準（海域ーイ）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全およびII以下の欄に掲げるもの (水産2種および3種を除く)	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
II	水産1種、水浴およびIII以下の欄に掲げるもの (水産2種および3種を除く)	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
III	水産2種およびIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下

●河川等水質調査結果（平成 24 年度測定）

* 東京湾は千葉県、旧江戸川は東京都が測定したデータを転載しています。

■東京湾水質調査結果（月別値）

単位：mg/ℓ（pH 以外）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値	環境基準値
		上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層		
pH	上層	8.4	8.2	8.4	8.0	8.8	8.7	8.3	8.1	8.1	8.2	8.4	8.3	8.3	7.8~8.3
	下層	8.4	8.2	8.4	8.0	8.6	8.5	8.2	8.1	8.2	8.2	8.4	8.3		
COD	上層	6.4	4.0	5.8	4.2	5.5	6.2	4.7	3.0	3.2	2.9	4.2	3.0	5.4 (75%水質値)	3mg/ℓ以下
	下層	4.3	4.3	5.5	3.5	5.6	6.4	4.5	3.3	2.4	3.4	4.1	3.9		
DO	上層	11	8.5	12	7.3	9.0	11	7.4	7.5	7.8	10	11	10	8.5	5mg/ℓ以上
	下層	8.3	7.9	7.1	4.4	6.6	6.3	7.4	6.4	7.3	9.4	10	9.4		
全窒素	上層	1.1	1.0	1.2	0.58	1.2	0.86	0.67	0.75	0.95	1.1	0.80	1.4	0.91	1mg/ℓ以下
	下層	0.74	1.3	1.0	0.59	1.0	0.65	0.63	0.80	0.67	0.92	0.78	1.0		
全りん	上層	0.059	0.10	0.17	0.054	0.099	0.094	0.083	0.083	0.077	0.067	0.055	0.056	0.078	0.09mgℓ以下
	下層	0.066	0.071	0.10	0.059	0.082	0.079	0.081	0.074	0.066	0.067	0.064	0.056		

* …環境基準を達成していないもの（pH、DO、全窒素、全りんは日間平均値の年平均値、CODは75%水質値）

■旧江戸川水質調査結果（月別値）

単位：mg/ℓ（pH 以外）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値	環境基準値
		上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層	上層	下層		
pH		7.7	7.4	7.4	7.6	7.5	7.6	7.5	7.5	7.6	7.4	7.7	7.9	7.6	6.5~8.5
SS		10.3	9.1	7.2	7.7	6.8	6.9	6.7	8.8	8.6	10.7	10.6	10.1	8.6	25mg/ℓ以下
BOD		1.8	0.9	2.3	2.1	1.6	4.7	1.2	1.9	1.3	1.3	2.8	3.7	2.3 (75%水質値)	3mg/ℓ以下
DO		8	43	21	21	10	23	11	12	5	3	9	13	15	5mg/ℓ以上
全窒素		3.82	2.49	3.31	2.10	4.15	3.19	3.51	2.83	4.41	4.30	4.36	4.99	3.62	設定なし
全りん		0.105	0.107	0.154	0.112	0.161	0.163	0.122	0.131	0.175	0.128	0.157	0.173	0.141	設定なし
大腸菌群数 (MNP/100ml)		3,300	11,000	3,300	7,000	7,900	22,000	2,800	4,600	3,300	1,700	24,000	1,700	7,700	5,000MNP/ 100ml以下

* pH、SS、DOは日間平均値の年平均値、BODは75%水質値

■境川A地点水質調査結果 単位：mg/ℓ (pH 以外)

項目	月	5	8	11	2	年平均値	環境基準値
pH		7.5	7.7	7.8	7.8	7.7	設定なし
SS		5.4	12.4	2.4	1.6	5.5	設定なし
BOD		2.1	2.6	1.6	2.0	2.1 (75%水質値)	環境目標値 5 mg/ℓ以下
DO		4.4	7.4	7.2	7.9	6.7	設定なし
全窒素		1.7	1.5	1.2	2.3	1.7	設定なし
全りん		0.22	0.19	0.12	0.12	0.16	設定なし

* BODは75%水質値

■境川B地点水質調査結果 単位：mg/ℓ (pH 以外)

項目	月	5	8	11	2	年平均値	環境基準値
pH		7.7	7.7	7.4	7.9	7.7	設定なし
SS		6.4	7.6	7.2	3.7	6.2	設定なし
BOD		3.1	3.2	2.7	1.9	3.1 (75%水質値)	環境目標値 5 mg/ℓ以下
DO		10.5	9.4	6.9	8.0	8.7	設定なし
全窒素		2.2	1.8	2.2	2.2	2.1	設定なし
全りん		0.10	0.16	0.19	0.09	0.14	設定なし

* BODは75%水質値

■猫実川水質調査結果 単位：mg/ℓ (pH 以外)

項目	月	5	8	11	2	年平均値	環境基準値
pH		7.7	8.2	7.6	7.6	7.8	設定なし
SS		1.6	10.6	2.6	1.6	4.1	設定なし
BOD		3.9	9.3	2.4	5.8	5.8 (75%水質値)	環境目標値 10 mg/ℓ以下
DO		4.9	17.5	4.0	4.8	7.8	設定なし
全窒素		1.9	1.6	2.2	3.3	2.3	設定なし
全りん		0.54	1.17	1.11	1.11	0.98	設定なし
大腸菌群数 (MPN/100ml)		49,000	79,000	49,000	33,000	52,000	設定なし

* BODは75%水質値

■堀江川水質調査結果

単位：mg/ℓ (pH 以外)

項目	月	5	8	11	2	年平均値	環境基準値
pH		7.7	7.9	7.7	7.6	7.7	設定なし
SS		2.0	5.7	3.3	3.2	3.6	設定なし
BOD		6.7	4.7	5.1	5.5	5.5 (75%水質値)	環境目標値 10 mg/ℓ以下
DO		4.7	10.6	4.5	5.9	6.4	設定なし
全窒素		3.0	1.7	2.4	2.9	2.5	設定なし
全りん		0.66	0.38	1.10	0.61	0.69	設定なし
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		79,000	79,000	790,000	11,000	240,000	設定なし

* BODは75%水質値

■見明川水質調査結果

単位：mg/ℓ (pH 以外)

項目	月	5	8	11	2	年平均値	環境基準値
pH		7.6	7.8	7.7	7.7	7.7	設定なし
SS		7.4	9.7	3.7	3.2	6.0	設定なし
BOD		1.1	2.9	1.8	2.3	2.3 (75%水質値)	環境目標値 10 mg/ℓ以下
DO		8.7	8.4	8.9	11.1	9.3	設定なし
全窒素		2.0	2.0	2.0	3.6	2.4	設定なし
全りん		0.11	0.14	0.14	0.13	0.13	設定なし
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,400	490	1,300	78	820	設定なし

* BODは75%水質値

騒音・振動に関する環境データ

●市の環境測定機器（騒音・振動）等整備状況

（平成25年3月末現在）

	機 器 名	数 量	型 式	購 入 年 月
騒音・振動	振 動 計	2	V M - 5 3 A	平成 21 年 3 月
	騒 音 計	3	N L - 0 6 N L - 4 2	平成 12 年 7 月 平成 24 年 9 月
	低 周 波 音 レ ベ ル 計	2	N A - 1 8 A	平成 20 年 3 月
	高 速 度 レ ベ ル レ コ ー ダ ー	2	L R - 0 6	平成 13 年 3 月
風	速 計	1	2 6 - D - B II	平成 1 7 年
風	向 計	1	2 4 - B II	平成 20 年 4 月
ホルムアルデヒド測定器		2	G S P - 3 0 0 F T	平成 16 年 6 月 平成 17 年 3 月
放射能	シンチレーション式サーベイメータ	3	T C S - 1 7 2 B	平成 23 年 10 月 平成 24 年 3 月
	簡易測定器（Radi）	30	P A - 1 0 0 0	平成 23 年 11 月

■騒音の目安

デシベル	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中、大声による独唱
80	地下鉄の車内
70	騒々しい事務所、電話のベル
60	静かな自動車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	ささやき声、郊外の深夜
20	木の葉のふれ合う音

■振動の目安

振動レベル (デシベル)	気象庁震度階級	振動の感じ方など
110 以上	7	木造家屋の倒壊は30%以上および山崩れ、地割れ、断層などを生じる。
105~110	6強	木造家屋の倒壊は30%以下および山崩れや地割れが生じ、多くの人々は座っていることができない。
	6弱	
95~105	5強	壁に割れ目が入り、墓石や石垣などが破損する。
	5弱	
85~95	4	家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す。
75~85	3	家屋が揺れ、戸や障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのが分かる。
65~75	2	大勢の人に感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる。
55~65	1	静止している人や特に地震に注意深い人だけに感ずる。

55 以下	0	人体に感じないで地震計に記録される。
-------	---	--------------------

●工場・事業場騒音・振動

工場や事業場の騒音・振動としては、金属加工機械や印刷機械などがあげられます。

このような機械などのうち、「騒音規制法」、「振動規制法」および「市環境保全条例」で指定された機械など（特定施設という）を設置するときは、届出が必要です。

これらの法と条例では、特定施設から発生する騒音・振動の大きさを規制しています。

■騒音または振動の規制基準

時 間 の 区 分 地 域 の 区 分			騒音 (dB)			振動 (dB)		
			昼 間	朝 夕	夜 間	昼 間	夜 間	
騒音 規制法	振動 規制法	市環境保全条例	8～19時	6～8時 19～22時	22～6時	8～19時	19～8時	
第1種 区域	第1種 区域	1	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	50	45	40	60	55
第2種 区域		2	第1種住居地域 第2種住居地域	55	50	45	60	55
第3種 区域	第2種 区域	1	近隣商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60

■騒音に係る特定施設数

単位：台

施設の種類の区分	騒音規制法	市環境保全条例
1. 金属加工機械	88	18
2. 空気圧縮機等	1,672	587
3. 土石用破碎機等	3	2
4. 織機	0	0
5. 建設用資材製造機械	1	0
6. 穀物用製粉機	0	0
7. 木材加工機械	0	1
8. 抄紙機	0	0
9. 印刷機械	7	1
10. 合成樹脂用射出成形機	0	0
11. 鋳造型機	0	0
12. 冷凍機	0	711
13. 原動機	0	30
14. クーリングタワー	0	127
15. ローターキルン	0	1
16. ロール機	0	1
17. 集じん装置	0	43
18. 重油バーナー	0	0
19. 走行クレーン	0	77
20. ニューマチックハンマー	0	0
21. 自動製瓶機	0	0
22. ドラム缶洗浄機	0	0
23. コルゲートマシン	0	0
24. その他	0	0
合 計	1,771	1,599

■振動に係る特定施設数

単位：台

施設の種類	区分	振動規制法	市環境保全条例
1. 金属加工機械		86	9
2. 圧縮機		560	1,698
3. 土石用破碎機等		3	2
4. 織機		0	0
5. コンクリートブロックマシン		0	0
6. 木材加工機械		0	0
7. 印刷機械		7	1
8. ロール機		0	0
9. 合成樹脂用射出成形機		0	0
10. 鋳型造型機		0	0
11. 冷凍機		0	726
12. その他		0	0
合 計		656	2,436

●建設作業による騒音・振動

建設作業は、くい打ち機やブレーカー、さく岩機といった騒音・振動を伴う重機を使用することが多く、なかでも著しい騒音・振動を発生する作業（特定建設作業という）は、「騒音規制法」、「振動規制法」および「市環境保全条例」によって作業開始の7日前までに届出を行わなければなりません。

■特定建設作業に係る騒音と振動の基準

	騒音基準	振動基準
基準値	特定建設作業の敷地境界線において 85 デシベルを超える大きさでないこと	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベルを超える大きさでないこと
作業日数等	連続して6日を超えないこと 日曜・休日は作業を行わないこと	

騒音

騒音規制法	市環境保全条例	作業の種類
○	○	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） * 条例では、圧入式くい打くい抜機およびくい打ち機をアースオーガーと併用する作業も含む。
○	○	びょう打機を使用する作業 * 条例では、びょう打機およびインパクトレンチを使用する作業とする。
○	○	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
○	○	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
○	○	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

騒音規制法	市環境保全条例	作 業 の 種 類
○	—	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
○	—	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
○	—	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
—	○	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機または掘削機を使用する作業で、騒音規制法の対象外となるもの。また、環境大臣の指定により、法の対象とならない建設機械を使用する作業であっても、条例の対象となる。
—	○	振動ローラーを使用する作業

* 明朝体で記した作業については、騒音規制法の届出が必要となり、市条例の届出は不要となります。ただし、ゴシック体で記した作業については、騒音規制法の届出は不要となりますが、市条例の届出が必要となります。

振動

振動規制法	市環境保全条例	作 業 の 種 類
○	○	くい打機（もんけんおよび圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 * 条例では、圧入式くい打機、油圧式くい抜機および圧入式くい打くい抜機を使用する作業も含む。
○	○	鋼球使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
○	○	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業であっては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
○	○	プレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

* 明朝体で記した作業については、振動規制法の届出が必要となり、市条例の届出は不要となります。ただし、ゴシック体で記した作業については、振動規制法の届出は不要となりますが、市条例の届出が必要となります。

■ 騒音規制法に基づく届出状況

特定建設作業の種類	各種届出件数	届出書受理件数
1. くい打機等を使用する作業	8	153
2. びょう打機等を使用する作業	1	
3. さく岩機を使用する作業	153	
4. 空気圧縮機を使用する作業	34	
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	
6. バックホウ等を使用する作業	55	
7. トラクターショベルを使用する作業	4	
8. ブルドーザーを使用する作業	3	
合 計	258	

■ 振動規制法に基づく届出状況

特定建設作業の種類	各種届出件数	届出書受理件数
1. くい打機等を使用する作業	8	103
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	
3. 舗装版粉碎機を使用する作業	8	
4. ブレーカーを使用する作業	94	
合 計	110	

■ 市環境保全条例に基づく届出状況

特定建設作業の種類	各種届出件数	届出書受理件数
1. くい打機等を使用する作業	32	311
2. びょう打機を使用する作業	4	
3. さく岩機を使用する作業	0	
4. 空気圧縮機を使用する作業	0	
5. コンクリートプラント等を使用する作業	0	
6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	
7. 舗装版粉碎機を使用する作業	0	
8. ブレーカーを使用する作業	1	
9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他 これに類する整地機または掘削機を使用する作業	290	
10. 振動ローラーを使用する作業	69	
合 計	396	

●道路交通騒音・振動に係る環境基準と要請限度

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準である環境基準と、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づく、自動車による騒音・振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、関係機関に改善措置を要請することができる、いわゆる要請限度が規定されています。

■道路交通騒音に係る環境基準と要請限度

単位：デシベル

環境基準（L Aeq）				要請限度（L Aeq）				
地域の 類型	一般の 地域	道路に面する地域			区域 の区分	1車線	2車線以上	道路近接 区域
		1車線	2車線以上	道路近接空間				
AA	50/40			X				
A	55/45	60/55		70/65	a区域	65/55	70/65	75/70
B		65/60			b区域		75/70	
C	60/50			c区域				

* 1. 欄内の数値は昼間/夜間である。

2. “地域の類型”と“区域の区分”の定義は次のとおりである。

環境基準における地域の類型		要請限度における区域の区分	
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	X	
A	専ら住居の用に供される地域	a区域	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域	b区域	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

3. 環境基準の欄の道路近接空間とは、“幹線交通を担う道路に近接する空間”の略で次のとおりである。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のよう

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

4. 要請限度の欄の道路近接区域とは、“幹線交通を担う道路に近接する区域”の略で次のとおりである。

- 「幹線交通を担う道路」とは、「道路法（昭和27年法律第180号）」第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）ならびに「道路運送法（昭和26年法律第183号）」第2条第8項に規定する一般自動車道であつて、「都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）」第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次のとおりである。

- ・ 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲
- ・ 2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲

■道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		第1種区域	65
第2種区域		70	65

●航空機騒音

羽田空港再拡張事業に伴う本市への影響を低減させるための取り組み

1. 羽田空港再拡張事業に伴う本市への影響の恐れが起こった背景

国土交通省は、国内空港輸送ネットワークの要である羽田空港が、すでにその発着能力が限界に達し、首都圏における将来の航空需要の増大への対応が求められていたため、首都圏第3空港の開港に優先し、羽田空港に新たに4本目の滑走路（D滑走路）を新設する羽田空港再拡張事業を平成13年度に決定しました。

この事業の当初の予定は、D滑走路を平成21年に供用開始することにより、国際化も視野に羽田空港の年間発着能力を28.5万回から40.7万回に増強することを主な目的としています。

市としては、平成16年1月の時点で、国土交通省から新滑走路の飛行ルート等が明らかにされていなかったことから、D滑走路の計画されている位置や角度から、市で独自に飛行ルートを想定したところ、南風悪天時の着陸ルートにおいて、市中心部の住宅地上空を着陸機が低空で縦断する可能性があることが判明し、航空機騒音の被害による市民の生活環境への悪影響や不利益を被るおそれがあると考えました。

2. これまでの流れ

○平成20年度航空機騒音実態調査の実施

■夏季 平成20年6月7日（土）～6月13日（金）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N1	N2	N3	N4	計				
千鳥	6	489	257	79	831	2,110	69.5	67.6	78.9
日の出（国）	3	261	59	5	328	518	62.6	54.4	70.2
今川	1	293	45	2	341	458	60.4	51.6	68.4
高洲（県）	7	498	199	34	738	1,505	63.2	59.3	74.0
当代島（県）	0	41	11	0	52	74	67.0	49.6	76.5

■冬季 平成21年1月24日（土）～1月30日（金）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N1	N2	N3	N4	計				
日の出（国）	4	287	58	0	349	501	64.0	55.5	73.5
高洲（県）	1	513	85	0	599	778	65.1	58.5	74.8

○平成21年度航空機騒音実態調査の実施

■夏季 平成21年7月1日（水）～7月7日（火）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N1	N2	N3	N4	計				
千鳥	5	588	179	40	812	1,575	70.4	67.2	80.5
日の出（国）	14	390	55	6	465	755	62.2	55.6	71.6
今川	1	214	23	0	238	293	59.7	49.0	67.7
高洲（県）	15	504	109	17	645	1,151	62.9	58.1	72.5
当代島（県）	0	80	1	0	81	83	68.6	52.2	77.9
江戸川区春江町	0	157	0	0	157	157	71.3	57.8	81.3
江戸川区清新町	0	163	0	0	163	163	74.5	61.2	82.3

■冬季 平成22年1月18日（月）～1月24日（日）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N 1	N 2	N 3	N 4	計				
日の出(国)	6	511	121	16	654	1,094	61.2	55.9	71.2
高洲(県)	5	458	171	44	678	1,461	63.3	59.6	72.5

○平成22年度航空機騒音実態調査の実施

■夏季 平成22年6月15日（火）～6月21日（月）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N 1	N 2	N 3	N 4	計				
千鳥	4	356	13	8	381	515	69.4	61.0	78.7
日の出(国)	0	136	23	0	159	205	62.2	49.8	71.7
明海	7	412	74	3	496	734	60.7	53.9	69.2
今川	0	172	20	0	192	232	59.5	47.7	65.3
高洲(県)	7	272	41	3	323	495	62.8	54.3	69.9
当代島(県)	0	59	57	8	124	310	66.7	55.8	74.8

■臨時 平成22年11月16日（火）～11月22日（月）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N 1	N 2	N 3	N 4	計				
千鳥	39	824	118	13	994	1,698	67.6	64.4	75.0
日の出(国)	44	727	135	14	920	1,712	61.7	58.5	69.8
明海	32	491	124	14	661	1,323	61.2	56.9	71.3
今川	22	263	46	7	338	691	58.7	51.6	66.9
高洲(県)	42	824	142	14	1,022	1,810	62.7	59.8	71.4
当代島(県)	0	9	6	1	16	37	62.2	41.5	69.8

○平成23年度航空機騒音実態調査の実施

■夏季 平成23年6月6日（月）～6月12日（日）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N 1	N 2	N 3	N 4	計				
千鳥	25	445	98	29	597	1,279	65.5	61.0	72.8
日の出(国)	38	618	157	32	845	1,789	63.0	60.1	72.9
明海	43	527	191	37	798	1,900	60.6	58.1	73.2
今川	9	208	80	12	309	658	57.5	50.0	69.3
高洲(県)	20	626	153	31	830	1,595	62.5	59.2	75.3
当代島(県)	3	77	64	26	170	559	60.7	52.5	68.5

■冬季 平成24年1月6日（金）～1月12日（木）

調査地点	騒音発生回数（週合計）					加重回数	パワー平均 dB(A)	週平均 WECPNL	最大騒音 レベル dB(A)
	N 1	N 2	N 3	N 4	計				
日の出(国)	31	499	149	2	681	1,276	60.8	56.5	69.3
今川	17	302	102	3	424	808	57.8	51.3	64.5
高洲(県)	52	600	146	3	801	1,588	61.4	57.9	70.7

●地盤沈下

■地下水採取規則一覧

法令名	指定地域	許可基準		規制対象
		ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、浦安市、袖ヶ浦市の一部の地域	650m以深	21cm ² 以下	工業用水（工業とは製造業〔物品の加工修理業を含む〕、電気供給業、ガス供給業および熱供給業をいう。） * 吐出口断面積 6 cm ² 超が対象

ビル用水法	千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、鎌ヶ谷市、浦安市	650m以深	21cm ² 以下	建築物用地下水（冷房設備、暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場〔浴室の床面積の合計が 150m ² 以上のもの。〕の用に供する地下水） * 吐出口断面積 6 cm ² 超が対象
-------	---	--------	----------------------	--

* ビル用水法の正式な法律名は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」

千葉県環境保全条例	市川市、浦安市、松戸市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、長柄町	650m以深	21cm ² 以下	「工業用水法」・「ビル用水法」に規定される用水、鉱業用水、農業用水、上水道等の用途、工業用水道事業の用途、10ha 以上のゴルフ場における散水の用途。ただし、「工業用水法」「ビル用水法」の指定地域におけるものを除く。 * 吐出口断面積 6 cm ² 超が対象
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m以深	21cm ² 以下	
	流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市（旧大栄町を除く。）、八街市、印西市、白井市、栄町、酒々井町、富里市山武市（旧山武町に限る。）、芝山町	250m以深	21cm ² 以下	

浦安市環境保全条例	浦安市内全域	構造基準			地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取する施設（以下「揚水施設」という。）であって、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。）が 21cm ² 以下のもの。
		吐出口断面積	ストレーナーの位置	揚水機の出力	
		6 cm ² 以下		0.6kW 以下	
		6 cm ² を超え 21cm ² 以下	650m位深		

●浦安市地球温暖化対策実行計画

＜第1次浦安市地球温暖化対策実行計画＞

市では、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で策定が義務付けられた「実行計画」を平成12年度に策定し、各部局等の自主的かつ積極的な取り組みを推進しているところです。

市役所庁舎等の公共施設から出る温室効果ガスを、基準年である平成11年度と比較して、平成17年度までに3.5%削減することを目標として掲げ、クールビズの実施や庁内の室温を夏・冷房28℃、冬・暖房20℃設定とするなど温室効果ガスの抑制に努めましたが、市役所の日曜開庁をはじめとする業務量の増大や、市民利用の多いスポーツ施設などの公共施設で電気・都市ガスの使用量が増大したことが起因し、13.6%増加しました。

また、公共施設の燃料別使用量については、自動車燃料使用量は、低公害車の導入や公用車利用の差し控え、また、リサイクル自転車の活用等により17.6%削減しましたが、市役所の日曜開庁をはじめとする業務量の増大等により、基準年に比べ、電気使用量は2.9%、都市ガス使用量は17.7%増加しました。

■公共施設からの温室効果ガス排出量

年 度	平成 11 年度（基準年）	平成 17 年度	目標年度排出量 （目標年）
二酸化炭素排出量（kg-CO ₂ ）	6,366,438	7,233,350（13.6%）	6,143,613（-3.5%）

*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

■上記表のもととなる公共施設の燃料別使用量

項 目	平成 11 年度 （基準年）	平成 17 年度（実績）		目標年度使用量
電気使用量（kWh）	10,987,882	11,308,808	（2.9%）	10,548,367
自動車燃料使用量（L）	117,719	97,014	（-17.6%）	115,482
都市ガス使用量（m ³ ）	967,234	1,138,581	（17.7%）	945,955

*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

＜第2次浦安市地球温暖化対策実行計画＞

市では、平成17年3月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第1次地球温暖化対策実行計画の対象施設に小・中学校等を加え、「第2次浦安市地球温暖化対策実行計画」を平成17年度に策定しました。本計画は、平成16年度を新たな基準年と定め、平成22年度までの6%を削減することなどを目標としています。

平成22年度の公共施設（一般事務系公共施設・廃棄物燃焼施設）から排出される温室効果ガス排出量は、29,706千kg-CO₂となり、平成16年度比で4.0%削減という結果でした。内訳を見ると、市民等から排出される一般廃棄物の処理を行う廃棄物燃料施設からの温室効果ガス排出量が大きく減少したものの、一般事務系公共施設に関してはESCO事業の実施のように排出量が減少する一方、エアコン設置施設の増加や気温の上昇に伴う空調稼働の増加等が起因して増加したものと思われま

■公共施設からの温室効果ガス排出量（単位：kg-CO₂）

年度		基準年 (平成16年度)	排出量実績 (平成22年度)		目標排出量 (平成22年度)	
一般事務系施設	電気	8,946,827	9,386,766		8,410,017	
	ガソリン	248,184	226,885		243,220	
	軽油	100,150	280,132		98,145	
	天然ガス	123,647	26,571		121,173	
	都市ガス	3,489,731	4,320,064		3,280,346	
	その他	421,927	162,166		396,611	
小計		13,330,466	14,402,584	(8.0%)	12,530,638	(-6.0%)
廃棄物燃焼施設 小計		17,606,954	15,303,760	(-13.1%)	—	—
合計		30,937,420	29,706,344	(-4.0%)	—	—

*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

■上記表のもとなる公共施設の燃料別使用量

項目	基準年 (平成16年度)	使用量実績 (平成22年度)		目標使用量 (平成22年度)
電気 (kWh)	23,668,854	24,832,715	(4.9%)	22,248,722
ガソリン (ℓ)	106,976	100,155	(-6.4%)	104,836
軽油 (ℓ)	38,225	188,462	(393.0%)	37,460
天然ガス (Nm ³)	63,085	13,563	(-78.5%)	61,823
都市ガス (m ³)	1,780,475	2,210,284	(24.1%)	1,673,646

*カッコ内は基準年と比較した増加率を示している。

＜参考＞公共施設からの各温室効果ガス排出量（前年との比較）（単位：kg-CO₂）

年度		平成21年度	平成22年度	前年度比	
一般事務系施設	電気	9,049,321	9,386,766	337,445	(3.7%)
	ガソリン	226,657	226,885	228	(0.1%)
	軽油	276,387	280,131	3,744	(1.4%)
	天然ガス	17,678	26,571	8,893	(50.3%)
	都市ガス	3,679,860	4,320,064	640,204	(17.4%)
	その他	231,481	162,168	-69,313	(-29.9%)
小計		13,481,384	14,402,584	921,200	(6.8%)
廃棄物燃焼施設 小計		15,175,624	15,303,760	128,136	(0.8%)
合計		28,657,008	29,706,344	1,049,336	(3.7%)

*カッコ内は前年と比較した増加率を示している。

2 清掃事業に関する統計データ

ごみ処理事業

●ごみ搬入量の実績

■年度別ごみの月別搬入量（平成19年度～平成21年度）

（t）

月別	平成19年度						平成20年度						平成21年度					
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計
				紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル					紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル					紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル	
4月	4,564	249	131	289	246	5,479	4,635	260	145	237	270	5,547	4,271	225	134	216	256	5,102
5月	4,977	290	135	229	301	5,932	4,790	235	127	210	278	5,640	4,296	198	122	214	243	5,073
6月	4,885	246	118	219	261	5,729	4,722	208	103	220	252	5,505	4,498	198	135	205	240	5,276
7月	5,122	249	118	268	270	6,027	4,981	233	128	194	309	5,845	4,711	223	141	178	283	5,536
8月	4,873	269	123	220	314	5,799	4,471	199	119	198	267	5,254	4,337	191	144	218	241	5,131
9月	4,668	233	107	229	261	5,498	4,699	213	117	205	255	5,489	4,288	195	120	177	262	5,042
10月	5,069	242	108	240	278	5,937	4,740	231	126	172	267	5,536	4,473	205	134	179	247	5,238
11月	4,613	241	116	232	268	5,470	4,319	178	119	192	220	5,028	4,207	178	112	192	223	4,912
12月	5,202	270	137	255	266	6,130	5,246	240	193	223	242	6,144	4,724	222	171	215	228	5,560
1月	4,335	245	106	227	286	5,199	4,029	223	88	184	285	4,809	3,804	229	122	157	282	4,594
2月	3,925	205	94	206	243	4,673	3,638	185	109	173	215	4,320	3,450	163	125	148	209	4,095
3月	4,675	251	150	283	246	5,605	4,434	210	139	246	235	5,246	4,473	223	165	225	241	5,327
合計 (t/年)	56,908	2,990	1,443	2,897	3,240	67,478	54,704	2,615	1,513	2,454	3,095	64,381	51,532	2,450	1,625	2,324	2,955	60,886
月平均 (t/月)	4,742	249	120	241	270	5,623	4,559	218	126	205	258	5,365	4,294	204	136	194	246	5,074
日平均 (t/日)	156	8	4	8	9	185	150	7	4	7	8	176	141	7	4	6	8	167
一人1日 平均 (g/人・日)	981	52	25	50	56	1,164	927	44	26	42	52	1,091	863	41	27	39	50	1,020

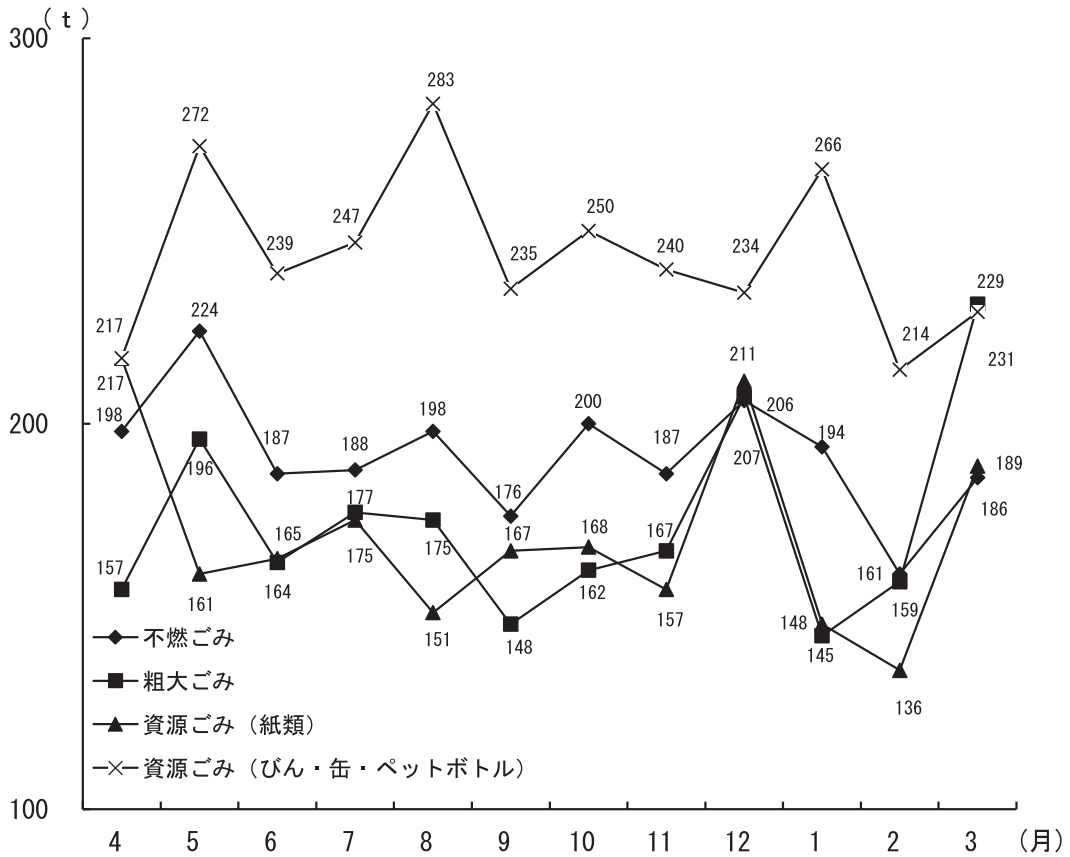
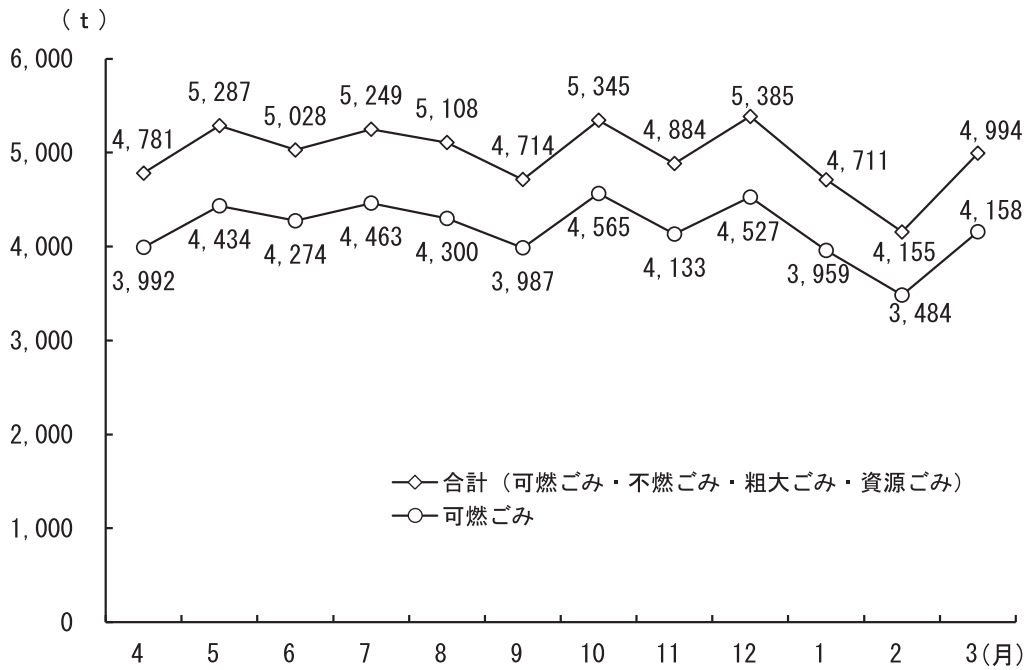
■年度別ごみの月別搬入量(平成22年度～平成24年度)

(t)

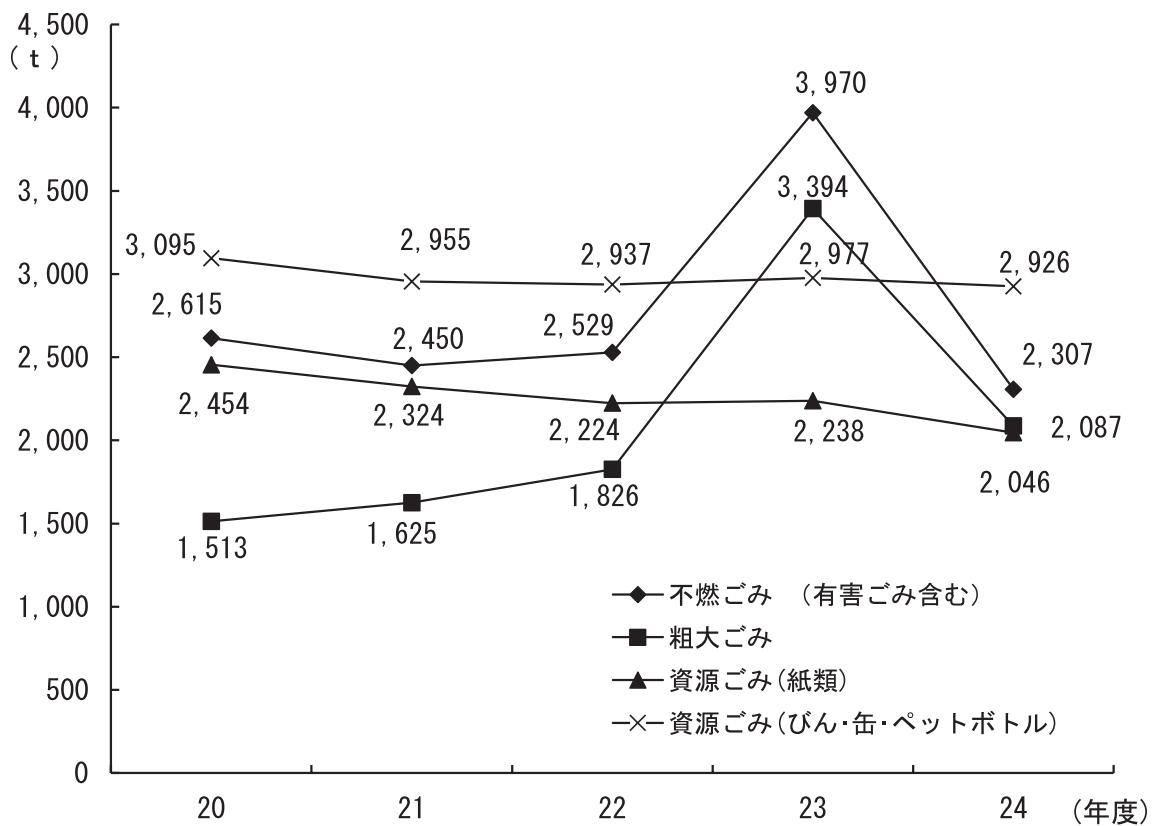
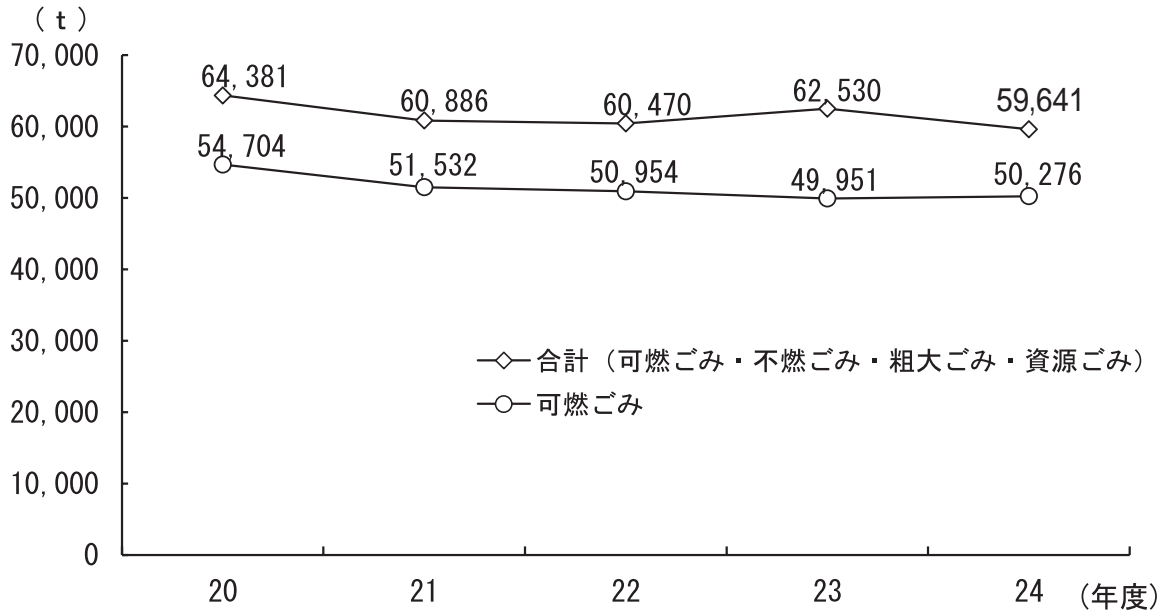
月別	平成22年度						平成23年度						平成24年度					
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源ごみ		合計
				紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル					紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル					紙	びん・ 缶・ペ ットボ トル	
4月	4,092	212	144	191	239	4,878	3,733	299	726	219	233	5,209	3,992	198	157	217	217	4,781
5月	4,442	203	144	219	233	5,241	4,124	427	364	186	244	5,345	4,434	224	196	161	272	5,287
6月	4,379	202	137	163	253	5,135	4,199	328	264	171	260	5,223	4,274	187	164	165	239	5,028
7月	4,611	212	152	198	267	5,440	4,137	503	433	189	255	5,516	4,463	188	177	175	247	5,249
8月	4,446	200	155	187	258	5,246	4,488	388	365	183	271	5,693	4,300	198	175	151	283	5,108
9月	4,203	204	141	149	272	4,969	4,304	766	268	163	268	5,769	3,987	176	148	167	235	4,714
10月	4,368	197	147	187	230	5,129	4,430	198	162	207	228	5,224	4,565	200	162	168	250	5,345
11月	4,390	187	149	201	232	5,159	4,250	214	171	165	246	5,046	4,133	187	167	157	240	4,884
12月	4,791	249	197	212	250	5,699	4,646	248	200	210	252	5,558	4,527	206	207	211	234	5,385
1月	3,881	205	130	190	251	4,657	3,888	214	130	185	251	4,667	3,959	194	145	148	266	4,711
2月	3,513	169	121	151	213	4,167	3,531	170	123	154	227	4,205	3,484	161	159	136	214	4,155
3月	3,838	289	209	176	239	4,750	4,221	216	189	205	243	5,074	4,158	186	231	189	229	4,994
合計 (t/年)	50,954	2,529	1,826	2,224	2,937	60,470	49,951	3,970	3,394	2,238	2,977	62,530	50,276	2,307	2,087	2,046	2,925	59,641
月平均 (t/月)	4,246	211	152	185	245	5,039	4,163	331	283	187	248	5,211	4,190	192	174	171	244	4,970
日平均 (t/日)	140	7	5	6	8	166	137	11	9	6	8	171	138	6	6	6	8	163
一人1日 平均 (g/人・日)	848	42	30	37	49	1,007	836	66	57	37	50	1,047	849	39	35	35	49	1,007

* t未満の端数を四捨五入しているため合計数と合わない箇所がある。

■平成 24 年度月別搬入実績の推移



■年度別ごみ搬入実績の推移



資料編

■ 其他のごみ処理

① 焼却残渣運搬処分量

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最終処分場への搬出量	処分量 (t)	4,002	3,847	3,254	3,269	4,947	6,283
エコセメントへの搬出量	処分量 (t)	2,704	2,407	2,572	2,496	1,478	0

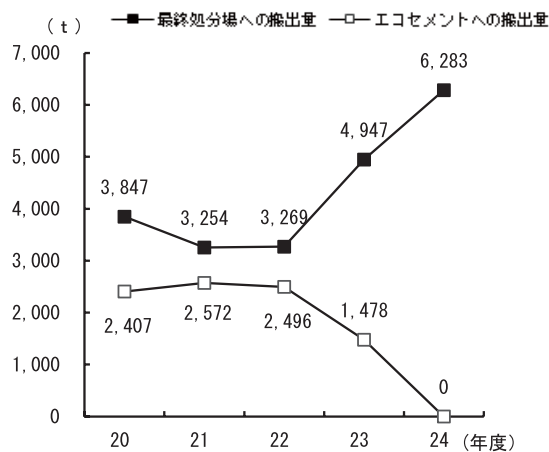
② 有害ごみ搬出量

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
使用済み乾電池の搬出量 (t)		22.13	22.05	25.70	20.23	22.33	19.13
使用済み蛍光灯等の搬出量 (t)		8.00	15.07	12.94	17.35	12.29	4.99
フロンガス	回収日数 (日)	8	6	5	4	8	6
回収処理量	回収量 (kg)	36.03	26.19	23.50	22.42	40.86	24.70

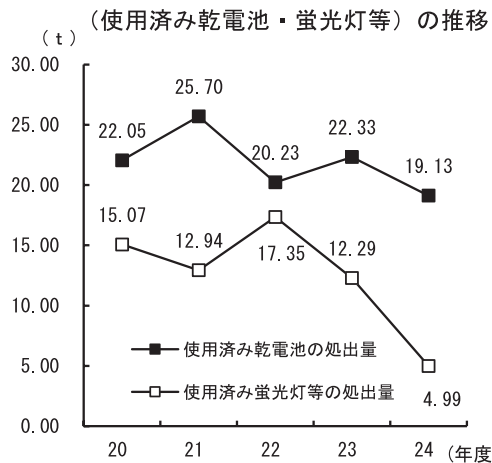
③ 粗大ごみ受付件数

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
粗大ごみ収集	件数 (件)	21,745	22,238	23,300	23,813	25,707	23,942
粗大ごみの直接持ち込み	件数 (件)	16,071	16,330	16,696	20,574	25,235	27,797
合計		37,816	38,568	39,996	44,387	50,942	51,739

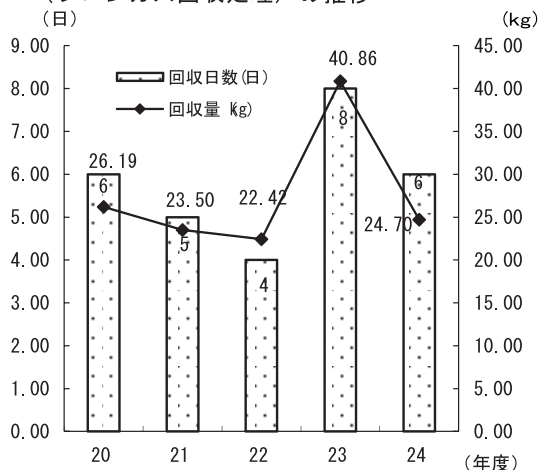
① 焼却残渣運搬処分量の推移



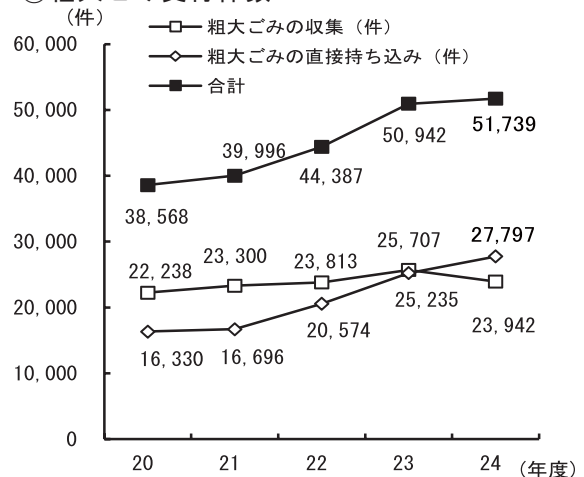
② 有害ごみ搬出量の推移



② 有害ごみ搬出量の推移 (フロンガス回収処理)の推移



③ 粗大ごみ受付件数



資料編

■年度別動物死体処理状況

	種類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
環境レンジャー課 回収分	犬	90	106	77	96	82	100
	猫	583	627	543	482	502	641
	その他	151	206	159	181	161	187
	小計	824	939	779	759	745	928
クリーンセンター 持ち込み分	犬・猫・他	307	278	321	315	346	352
合 計		1,131	1,217	1,100	1,074	1,091	1,280

●ごみ処理施設

■施設の概要

施設名称	浦安市クリーンセンター（ごみ処理施設）
所在地	浦安市千鳥 15-2
着工年月日	平成 3 年 12 月 18 日
竣工年月日	平成 7 年 3 月 25 日
敷地面積	44,335 m ²
建物面積	工場棟 : 13,971.65 m ²
	管理棟 : 2,241.30 m ²
焼却施設	炉型式 : 全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	処理能力 : 270 t / 日（90 t / 24h × 3 炉）
不燃・粗大 ごみ処理施設	選別の種類 : 4 種分別（鉄類・不燃物・可燃物・アルミニウム）
	破砕機型式 : 堅型衝撃・剪断併用回転式
	処理能力 : 70 t / 5 h（1 基）

■年度別ごみ処理施設の視察・見学者数

項目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	団体数	17	17	17	17	18	18
	人数	1,720	1,807	1,829	1,752	1,866	1,898
視 察	団体数	3	2	2	1	0	5
	人数	132	55	6	5	0	19
見 学	団体数	16	9	6	9	4	8
	人数	494	398	279	365	172	353
合 計	団体数	36	28	25	27	22	31
	人数	2,346	2,260	2,114	2,122	2,038	2,270

●再資源化施設

■施設の概要

施設名称	浦安市クリーンセンター（再資源化施設）
所在地	浦安市千鳥 15-2
着工年月日	平成9年10月7日
竣工年月日	平成11年3月19日
敷地面積	44,335 m ²
建物面積	6,539.58 m ²
処理能力	42.5 t / 5 h
選別の種類	缶類：2種選別・圧縮成形（スチール缶、アルミ缶） びん類：4種選別（活びん、白、茶、その他色のびん） 紙類：3種選別・圧縮梱包（段ボール、新聞、雑誌（雑紙）） ペットボトル：圧縮梱包

■再資源化施設の事業状況（処理量）

（t）

項目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
びん類	無色びん	502	488	503	492	479	491
	茶色びん	277	280	282	276	262	279
	その他色のびん	424	405	393	401	397	409
	計	1,203	1,173	1,178	1,169	1,138	1,179
缶類	スチール缶	231	222	217	208	199	188
	アルミ缶	260	273	276	278	274	267
	計	491	495	493	486	473	455
ペットボトル		522	571	550	525	605	548
紙類	新聞	1,168	879	793	748	635	701
	雑誌（雑紙）	1,013	824	829	786	746	594
	段ボール	742	749	793	799	839	832
	計	2,923	2,452	2,415	2,333	2,220	2,127
合計		5,188	4,670	4,611	4,498	4,436	4,309

*搬入量と処理量は、収集物に混入している異物等の除去および直接持ち込みにより、値が異なる。

資料編

■ ビーナズプラザの事業状況

①再資源化施設内ビーナズプラザ来館者（下記②④の人数も含む） (延べ人数)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
41,980	46,530	51,708	44,935	62,842	67,841

②平成 24 年度主なリサイクル教室参加者数

教室・講座名		回数	人数	内 容
多目的 工房	牛乳パック小物づくり教室	5	50	牛乳パックを再利用した工作
	さき布織り教室	12	36	古布を利用したランチョンマットづくりなど
	ミシンパッチワーク教室	9	42	古布等を利用したバッグづくりなど
	フラワーボトルづくり教室	12	59	廃びんを再利用したフラワーボトルづくり
	布ぞうりづくり教室	11	17	古布を利用した布ぞうりづくり
	着物リフォーム教室	12	37	着物または羽織をほどいて洋服にリフォーム
	新聞紙でエコバックづくり教室	11	24	古新聞を利用したバック作り
ガラス 工房	サンドブラスト教室	30	76	びんに砂を吹き付けて模様を描く
	エナメル絵つけ教室	8	17	びんを着色して、絵や模様を描き焼きつける
	パート・ド・ヴェール教室	25	50	砕いたガラスを石こうの型に詰めて溶かし、固めて作品を作る
	アクセサリー作り	5	8	ガラスの石を使ってアクセサリーを作る
	ガラスのかけらでアート	15	31	ガラスのかけらとびんを使ってカラフルなペーパーウエイトを作る

③修理・再生された家具・自転車の販売数

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家 具 (点)	778	617	677	773	705	671
自転車 (台)	104	142	132	123	87	88

④ビーナズショップ（リサイクルショップ）の利用状況

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
受託者数 (人)	3,179	3,092	3,177	3,090	3,149	3,381
受託点数 (点)	36,665	35,705	36,387	35,104	36,034	38,665
利用者数 (人)	10,064	9,738	9,800	9,383	9,387	9,742
販売点数 (点)	26,744	26,935	26,876	25,222	26,178	26,985

資料編

●廃棄物の再資源化、減量化対策

■クリーンセンターにおける資源回収

①年度別有価物の回収量および売却代

品 目	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	回収量	売却代(円)	回収量	売却代(円)	回収量	売却代(円)
スチール缶 (kg)	230,770	2,848,702	222,000	4,713,787	217,430	973,803
雑鉄 (kg)	1,313,560	5,542,300	1,241,740	19,598,743	1,109,870	1,459,385
アルミ缶 (kg)	260,090	32,021,408	272,670	26,402,304	275,820	13,045,379
雑アルミ (kg)	87,160	6,870,812	80,410	5,583,817	66,270	538,294
活びん(本)	134,833	392,807	101,280	394,482	98,760	305,818
無色のびん (kg)	501,820	263,456	487,760	256,075	503,170	264,164
茶色のびん (kg)	276,850	0	280,210	58,845	282,130	59,247
その他色のびん (kg)	424,450	0	405,070	0	392,590	0
ペットボトル (kg)	571,740	26,167,915	549,920	24,372,955	524,810	1,203,226
合 計	(本)	134,833	—	81,381,0087	—	17,849,3168
	(kg)	3,666,440	74,107,400	3,641,060	4,107,400	3,470,850

品 目	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		
	回収量	売却代(円)	回収量	売却代(円)	回収量	売却代(円)	
スチール缶 (kg)	208,010	1,636,342	199,280	1,673,952	188,070	1,579,788	
雑鉄 (kg)	1,126,220	5,028,100	1,223,980	5,783,306	1,108,600	3,900,586	
アルミ缶 (kg)	277,710	17,867,379	273,990	17,659,847	267,190	14,027,475	
雑アルミ (kg)	61,620	895,695	33,270	524,006	62,270	980,754	
活びん(kg)	90,200	296,763	84,240	278,517	82,910	254,175	
無色のびん (kg)	492,430	258,527	478,720	251,329	490,850	257,696	
茶色のびん (kg)	276,140	57,990	261,550	54,927	278,620	58,509	
その他色のびん (kg)	401,390	0	397,110	0	409,290	0	
ペットボトル (kg)	510,110	28,280,493	605,170	50,262,390	548,260	23,045,964	
合 計	(kg)	3,443,830	54,321,289	3,557,310	76,488,274	3,436,060	44,104,947

■紙類の資源ごみ回収（委託収集）

ごみの中には貴重な資源が含まれており、特に紙類の占める割合が多いため、平成 2 年 4 月から、一般収集として、週 1 回新聞、雑誌（雑紙）、段ボールなどの紙類の資源ごみ収集を実施し、ごみの減量・再資源化を図りました。

年 度	回収量 (kg)
平成 19 年度	2,895,090
平成 20 年度	2,451,140
平成 21 年度	2,317,840
平成 22 年度	2,220,560
平成 23 年度	2,231,570
平成 24 年度	2,041,830

資料編

■飲料用紙パック等回収事業

資源の有効利用の一環として、平成3年4月より飲料用紙パックの回収箱を市役所、公民館等の公共施設に設置し、回収を開始しました。また、白色発泡トレイ・紙製容器包装についても平成13年3月より回収しています。

年 度	飲料用紙 パック (kg)	回収箇所 (箇所)	白色発泡 トレイ (kg)	紙製容器包装 (kg)	回収箇所 (箇所)
平成 19 年度	4,490	12	922	9,662	11
平成 20 年度	4,230	12	975	10,585	11
平成 21 年度	3,630	12	928	8,656	11
平成 22 年度	3,370	13	766	8,112	12
平成 23 年度	3,220	13	678	9,287	12
平成 24 年度	3,080	13	610	7,299	12

■不用はがき回収事業

不用なはがきの再資源化を図るため、平成4年度から回収期間を定めて市役所および公民館等の公共施設で回収を開始しました。

年 度	回収量 (kg)	回収箇所 (箇所)
平成 19 年度	290	11
平成 20 年度	300	11
平成 21 年度	280	11
平成 22 年度	380	12
平成 23 年度	320	11
平成 24 年度	260	12

■びん・缶分別収集の実施（委託収集）

びん・缶分別収集は、平成7年4月より市内全域で開始しました。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
びん (t)	1,810	1,718	1,612	1,611	1,616	1,613
缶 (t)	566	567	563	553	533	519

■ペットボトル分別収集の実施（委託収集）

平成10年1月より市内全域でびん・缶の分別収集と併せて実施することで、ごみの減量・再資源化の推進を図りました。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収集量 (kg)	552,280	529,960	548,320	571,400	658,910	616,890

資料編

■ 廃食油、古着・古布回収事業

ごみの減量・再資源化のため、平成5年11月より、「廃食油回収」を実施しています。また、平成6年6月より、廃食油回収に併せて「古着・古布回収」を実施しています。回収は原則的に偶数月は第2日曜日、奇数月は第2水曜日に、市役所と各公民館で実施しています。

年 度	廃食油回収量 (ℓ)	古着・古布回収量 (kg)	回収箇所(力所)
平成 19 年度	3,915	29,880	7
平成 20 年度	4,185	30,690	7
平成 21 年度	4,104	31,930	7
平成 22 年度	3,942	38,520	8
平成 23 年度	3,420	36,250	8
平成 24 年度	2,650	28,680	8

■ 資源回収補助事業

限られた資源の有効利用と環境保護の高まりから、廃棄物の再利用についての重要性が認識されるようになってきました。

本市においても、ごみの減量・再資源化に対処するとともに資源回収を市民の参加による資源回収事業として拡大を図っています。このようなことから昭和57年5月より市内の団体が行う資源回収事業に対し、資源回収事業奨励補助金交付制度を設けました。

この制度は、市内の自治会、子供会、PTAなどが資源回収業者に売り渡した資源1kgにつき、7円（平成23年10月より5円）の補助金を交付しています。

① 団体数および実績

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
自治会	61	63	64	66	66	69
子供会	21	21	21	21	21	21
P T A	11	11	10	10	11	12
その他	17	19	19	22	24	23
計	110	114	114	119	122	125
回収量 (kg)	5,754,990	5,327,430	5,325,080	5,287,620	5,318,150	5,146,150

② 補助金額の推移

開始年月	補助金額 (1kgあたり)	開始年月	補助金額 (1kgあた)
昭和 57 年 5 月～	2 円	平成 6 年 4 月～	10 円
昭和 60 年 4 月～	3 円	平成 21 年 4 月～	7 円
昭和 63 年 4 月～	5 円	平成 23 年 10 月～	5 円
平成 2 年 4 月～	6 円		
平成 4 年 4 月～	8 円		
平成 5 年 4 月～	9 円		

資料編

③年度別における種類別回収量および交付額

項目		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		回収量 (kg)	交付額 (円)	回収量 (kg)	交付額 (円)	回収量 (kg)	交付額 (円)
紙 類	新 聞	3,858,470	38,584,700	3,496,710	34,967,100	3,366,150	23,563,050
	雑誌 (雑紙)	1,089,510	10,895,100	1,022,100	10,221,000	1,037,210	7,260,470
	段ボール	669,620	6,696,200	686,760	6,867,600	760,960	5,326,720
	飲料用 紙パック	7,920	79,200	9,840	98,400	10,560	73,920
繊維類	古着・古布	129,470	1,294,700	112,020	1,120,200	150,200	1,051,400
合 計		5,754,990	57,549,900	5,327,430	53,274,300	5,325,080	37,275,560

項目		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		回収量 (kg)	交付額 (円)	回収量 (kg)	交付額 (円)	回収量 (kg)	交付額 (円)
紙 類	新 聞	3,299,560	23,096,920	3,154,140	18,889,140	3,071,935	15,359,675
	雑誌 (雑紙)	1,048,960	7,342,720	1,099,310	6,640,250	1,016,430	5,082,150
	段ボール	763,060	5,341,420	866,160	5,199,420	876,585	4,382,925
	飲料用 紙パック	11,080	77,560	9,170	55,890	9,420	47,100
	紙製 容器包装	0	0	0	0	940	4,700
繊維類	古着・古布	164,960	1,154,720	189,370	1,141,930	170,840	854,200
合 計		5,287,620	37,013,340	5,318,150	31,926,630	5,146,150	25,730,750

■家庭用生ごみ処理容器等の普及事業

平成 4 年度より、ごみの減量・再資源化の一環として家庭用生ごみ処理容器（コンポストなど）の購入者に対して、1 基につき購入価格の 1/2 とし 3,500 円を限度に補助しています（1 世帯 2 基まで）。

さらに平成 10 年度からは、電動式生ごみ処理機についても補助対象としました。1 基につき購入価格の 1/2 とし 30,000 円を限度に補助しています（1 世帯 1 機まで）。

	コンポストなど (基)	電動式 (機)	計
平成 19 年度	7	75	82
平成 20 年度	4	48	52
平成 21 年度	13	32	45
平成 22 年度	16	28	44
平成 23 年度	8	9	17
平成 24 年度	4	12	16

●浦安市廃棄物減量等推進審議会

■浦安市廃棄物減量等推進審議会委員（第8期、15名）

平成26年1月現在

○市民代表（5名）

役職	氏名	任期
委員	崎野和子	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	島野圭司	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	扇谷如香	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	大川幸子	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	道下郁子	平成25年9月1日～平成27年8月31日

○事業者代表（6名）

委員	高梨賢一	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	木村清司	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	佐藤千枝	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	唐崎幸雄	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	枇杷木裕幸	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	手塚和真	平成25年9月1日～平成27年8月31日

○廃棄物処理業者等（2名）

委員	荒井孝雄	平成25年9月1日～平成27年8月31日
委員	坪井伸之	平成25年9月1日～平成27年8月31日

○学識経験者（2名）

会長	下田直樹	平成25年9月1日～平成27年8月31日
副会長	畑山文恵	平成25年9月1日～平成27年8月31日

資料編

●ごみ処理経費

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費（円） （ごみ処理施設 正規職員分）	202,286,343	183,138,212	187,255,190	164,430,101	155,625,475	64,673,813
塵芥処理費および リサイクル処理費 決算額（円）	2,434,291,763	2,229,640,506	2,063,425,076	1,996,566,458	2,091,910,968	2,224,907,500
有価物等雑入 （円）	124,493,394	144,161,009	55,530,461	105,207,038	129,564,076	79,633,001
手数料金額（円）	512,984,510	521,589,076	576,612,005	567,987,335	545,973,965	574,439,365
人口（人） （各年度 平均人口）	158,853	161,629	163,547	164,560	163,647	162,216
総搬入量（t）	67,478	64,381	60,886	60,470	62,530	59,641
1人あたりのごみ 処理経費（円）	12,585	10,809	9,896	9,041	9,606	10,258
1トンあたりのご み処理経費（円）	29,626	27,136	26,583	24,604	25,140	27,900

*外国人登録人口を含む人口。

参考

- ・ 1人あたりのごみ処理経費
 $\{ \text{人件費} + \text{塵芥処理費およびリサイクル処理費決算額} - (\text{有価物雑入} + \text{手数料金額}) \} \div \text{人口}$
- ・ 1トンあたりのごみ処理経費
 $\{ \text{人件費} + \text{塵芥処理費およびリサイクル処理費決算額} - (\text{有価物雑入} + \text{手数料金額}) \} \div \text{総搬入量}$

し尿処理事業

●し尿処理世帯および人口

平成 25 年 3 月 31 日現在

区 分	世帯数（世帯）	人 口（人）	人口に対する割合（％）
総人口および世帯数	72,758	162,155	100
し尿くみ取り	定額制	369	0.23
	従量制	12	0.01
浄化槽処理	2,978	5,686	3.51
公共下水道	69,603	156,088	96.26

*従量制は、店舗、事業所等の件数 4 件を除いている。

●し尿くみ取り処理状況

平成 24 年度

区 分	年間くみ取り回数
定 額 制	2,625 回
従 量 制	171 回

●し尿処理施設

■施設の概要

施設名称	浦安市クリーンセンター（し尿処理施設）
所在地	浦安市千鳥 15-2
着工年月日	平成 7 年 9 月 26 日
竣工年月日	平成 9 年 3 月 21 日
敷地面積	44,335 m ²
建物面積	1,491.57 m ²
処理方式	高負荷脱窒素処理方式（下水道放流）
処理能力	35kl/日（し尿：3kl/日・浄化槽汚泥 32kl/日）
処理方法	受入貯留 : 受入→沈砂→破碎→ドラムスクリーン除去→貯留槽→予備貯留槽
	一・二次処理 : 脱窒素槽→硝化槽→第二脱窒素槽→再曝気槽→沈殿槽→混和槽・凝縮沈殿槽→排水槽
	脱水設備 : 遠心分離脱水方式
	脱臭方式 : 酸・アルカリ次亜塩素酸ナトリウム洗浄塔→活性炭吸着塔

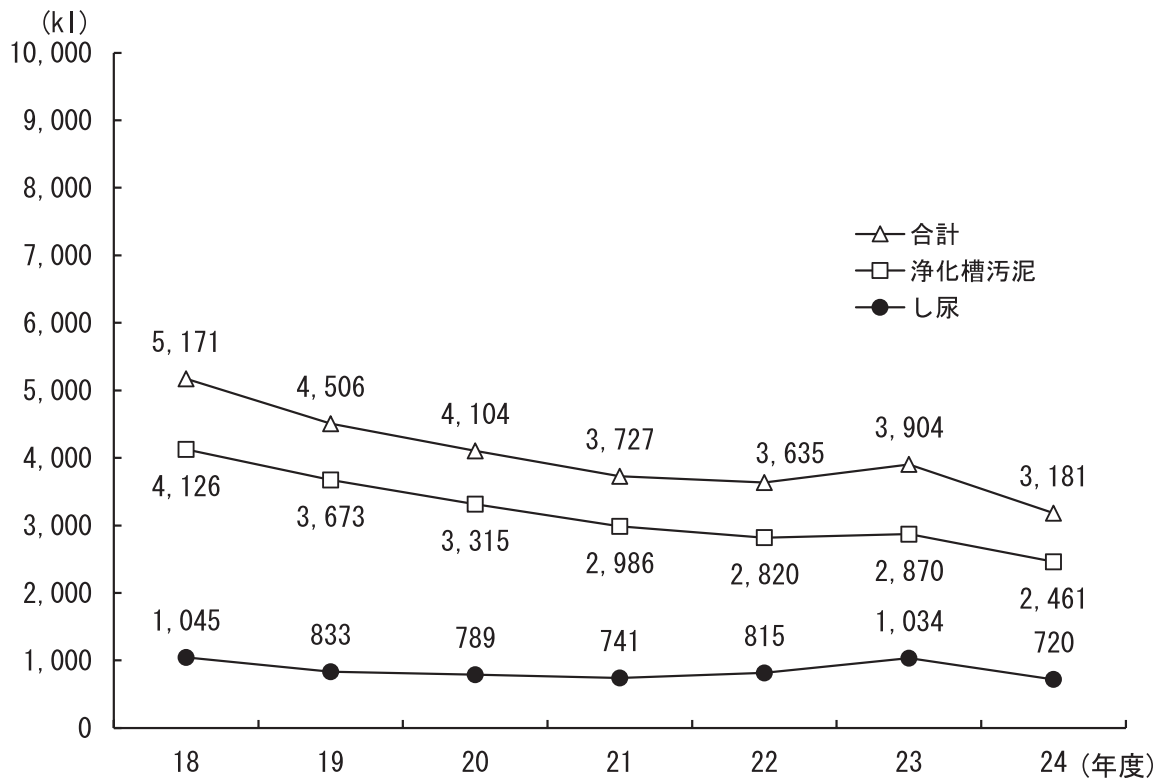
●し尿処理の実績

■年度別月別し尿処理実績

項目	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
4月	71	433	504	63	283	346	69	191	260	53	252	305	269	248	517	62	137	200
5月	67	354	421	63	374	437	53	262	315	49	169	218	120	262	382	58	190	248
6月	69	345	414	76	304	380	50	362	412	53	182	235	71	215	286	79	176	255
7月	87	244	331	83	243	326	68	336	404	54	436	490	60	290	350	69	319	389
8月	68	294	362	56	223	279	45	215	260	60	320	380	73	165	238	58	198	256
9月	77	243	320	59	223	282	54	119	173	54	142	196	50	333	383	53	284	336
10月	67	339	406	61	348	409	58	319	377	57	297	354	65	305	370	58	259	317
11月	68	353	421	62	339	401	52	280	332	55	275	330	58	202	260	64	175	239
12月	71	386	457	65	368	433	83	300	383	61	312	373	71	298	369	57	249	307
1月	61	142	203	63	114	177	82	112	194	58	94	151	58	81	139	49	87	137
2月	59	161	220	70	163	233	69	187	256	54	149	204	75	235	310	55	173	228
3月	67	381	448	68	333	401	58	303	361	208	192	400	64	236	300	57	214	271
合計 (kg/年)	833	3,673	4,506	789	3,315	4,104	741	2,986	3,727	815	2,820	3,635	1,034	2,870	3,904	720	2,461	3,181

*し尿・浄化槽汚泥数値については、kℓ未満の端数を四捨五入しているため合計数と合わない個所がある。

■年度別し尿処理実績の推移



3 文化財一覧

■ 県指定・市指定文化財一覧

県指定文化財

指定区分	No.	種別	名称	所在地	所有者の氏名
県指定	1	有形文化財	宝城院庚申塔	堀江四丁目 14 番 1 号	宝城院
	2	無形民俗文化財	浦安のお洒落踊り		浦安お洒落保存会
	3	有形民俗文化財	船大工道具一式	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市
	4	有形文化財	旧大塚家住宅	堀江三丁目 3 番 1 号	浦安市
	5	有形文化財	浦安の三軒長屋	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市

市指定文化財

指定区分	No.	種別	名称	所在地	所有者の氏名
市指定	1	有形文化財	小金原の鹿狩資料	当代島三丁目 6 番 30 号	鈴木智代
	2	"	五人組仕置帳	猫実四丁目 1 番 20 号	大塚満子
	3	"	公訴貝獺願成の塔	猫実三丁目 10 番 3 号	花蔵院
	4	無形民俗文化財	浦安囃子		浦安囃子保存会
	5	有形民俗文化財	海苔生産用具一式	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市
	6	記念物	豊受神社の大銀杏	猫実三丁目 13 番 1 号	豊受神社
	7	有形文化財	質入れ証文	北栄三丁目 4 番 2 号	大塚清和
	8	"	田中十兵衛墓	当代島二丁目 6 番 27 号	善福寺
	9	"	大塚亮平顕彰碑	堀江四丁目 14 番 2 号	大蓮寺
	10	"	江實小学校卒業証書	北栄三丁目 4 番 2 号	大塚清和
	11	"	庚申塔	猫実四丁目 8 番 2 号	醍醐神作
	12	"	旧宇田川家住宅	堀江三丁目 4 番 8 号	浦安市
	13	"	清瀧神社本殿	堀江四丁目 1 番 5 号	清瀧神社
	14	"	猫実村新田検地帳 及び猫実村御検地水帳	猫実四丁目 1 番 20 号	大塚満子
	15	有形民俗文化財	大般若（経文及び経箱）	堀江四丁目 14 番 1 号	宝城院
	16	"	袴（2着）	猫実四丁目 2 番 3 号	醍醐善三郎
	17	有形文化財	宝篋印塔	当代島二丁目 6 番 27 号	善福寺
	18	無形文化財	浦安細川流投網		浦安細川流投網保存会
	19	"	浦安の舟大工技術		浦安舟大工技術保存会
	20	有形文化財	旧本澤家住宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市
	21	"	旧吉田家住宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市
	22	"	旧太田家住宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦安市
	23	"	大鯨の碑	当代島三丁目 11 番 1 号	稻荷神社

4 浦安市環境基本条例

浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 環境の保全に関する基本的施策
第1節 施策の策定等に係る基本方針(第8条)
第2節 施策の策定等に当たっての措置(第9条)
第3節 環境基本計画等(第10条・第11条)
第4節 環境の保全に関する施策等(第12条—第25条)
第3章 地球環境の保全に関する施策(第26条)
第4章 浦安市環境審議会(第27条—第29条)
附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。
- 5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
 - 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
 - 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第2節 施策の策定等に当たっての措置

- 第9条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
 - 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第16条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第19条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第26条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 浦安市環境審議会

(設置)

第27条 本市に、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第10条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和47年条例第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第29条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

5 平成25年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

(平25条例16・一部改正)

附則(平成25年3月29日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

5 浦安市環境保全条例

浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雑則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成 15 年条例第 31 号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
 - (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する地球環境の保全をいう。
 - (3) 公害 浦安市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。
 - (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第 2 条第 4 号に規定する滞在者等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第 3 条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第 3 条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第 4 条から第 7 条までに規定する責務を果たさなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(大気のための施策)

第 4 条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。))の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。))に関する知識の普及及び啓発その他の大気のために係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第 5 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 8 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。))その他の排水による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。))の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第 6 条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第 7 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

資料編

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第10条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、当該施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
- (4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第11条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第12条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第13条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙特定施設の種類
- (4) ばい煙特定施設の構造
- (5) ばい煙特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第14条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第15条 第13条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第16条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第17条 第13条第1項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第15条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して60日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第20条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第16条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第14条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第15条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時の措置等)

第21条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺的生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

3 市長は、第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第22条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第23条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

第27条 工場等(騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 騒音等特定施設の種類の数及び能力ごとの数
 - (4) 騒音等の防止の方法
 - (5) 騒音等特定施設の使用の方法
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第28条 工場等(特定作業を行っていないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 特定作業を行う場所
 - (3) 特定作業を行う期間及び時間
 - (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
 - (5) 騒音等の防止の方法
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等(その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設を設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第30条 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は第28条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があつた日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第32条 第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

- 2 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第34条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届

出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第31条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 前2項の規定は、第29条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第30条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業を行う場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

第39条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準(以下この款において「使用基準」という。)を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
- (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
- (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
- (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用

- 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

資料編

(警告及び命令)

第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

第41条 飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、飲食店営業等に係る夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)における騒音(音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。)の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。

2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第43条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

第44条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同条第3項に規定する原動機付自動車を含む。以下同じ。)を運転する者は、アイドリング・ストップ(自動車を駐車し、又は停車するとき、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。)等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。

3 自動車を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。

4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第46条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第4節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第47条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設(以下「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。

(1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設

(6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であつて、市長が必要と認めるもの

4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 揚水機の出力及び揚水能力
- (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
- (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際現に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であつて、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があつた日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。

2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第57条 市長は、湧水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第4章 良好な生活環境の保持等

(近隣的生活環境への配慮)

第58条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣的生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

資料編

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第 59 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第 60 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。)(以下「資材等」という。))が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第 61 条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第 62 条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第 5 章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第 63 条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。))の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第 64 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第 65 条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第 66 条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入(物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する環境情報をいう。以下同じ。))又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。))に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

第 67 条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第 68 条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

- 第 69 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設(第 10 条第 3 号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定施設(第 24 条第 1 号に規定する騒音等特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第 24 条第 2 号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第 36 条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第 70 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

第 71 条 第 20 条第 2 項、第 21 条第 3 項、第 35 条第 2 項、第 42 条第 2 項又は第 55 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 72 条 第 38 条第 2 項又は第 40 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

第 73 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 37 条第 1 項の規定による届出をしない者
- (2) 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 2 項、第 37 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 50 条の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (3) 第 17 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 52 条第 1 項の規定に違反した者
- (4) 第 56 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 69 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 74 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
 - 3 改正後の第 48 条第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
 - 4 前項の規定により適用される改正後の第 48 条第 1 項の規定による届出は、平成 21 年 8 月 31 日までに行わなければならない。
 - 5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第 47 条第 1 項及び第 2 項、第 55 条並びに第 56 条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して 1 年を経過する日までの間は、適用しない。
 - 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 浦安市環境審議会規則

浦安市環境審議会規則

平成 15 年 12 月 26 日 規則第 55 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、都市環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

7 用語解説

(本文中に※がついた言葉は、こちらをご参照ください。)

*用語下に記載しているページ番号は、その用語が本編に出てくる最初のページを示している。

【ア行】

ISO14001 (アイ・エス・オー) P. 13	国際標準化機構（ISO）で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格がISO14001である。ISO14001には、企業活動、製品およびサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境管理システム）を構築するための要求事項が規定されている。ISO14001に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。
アイドリングストップ P. 24	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に効果がある。
悪臭 P. 7	悪臭とは、「人が感じる不快なおい」をいう。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりする原因となり、悪臭防止法で規制されている。
アスベスト P. 25	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれており、セメントと混合するなどして建材など広範な分野で使われた。しかし、アスベストを吸い込むと肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあることから、現在は使用が規制されている。また、建物の解体時の処置が十分でないと、大気中に飛散する恐れがある。
一酸化炭素 (CO) P. 24	燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。
市川市環境放射線モニタリングポスト P. 30	市川市大野町に設置されている放射線測定機器のこと。震災後は市原市のほかに、旭市、茂原市、香取市、館山市、印西市、柏市、市川市の7市にモニタリングポストが新設されたため、現在は県内の設置場所が8か所となっている。
浦安市一般廃棄物処理基本計画 P. 13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、長期的・総合的視点にたって一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めた計画。平成32年度を計画目標年度とし、平成25年3月策定。
浦安市環境基本条例 P. 2	環境への負荷が少ない持続可能な社会を形成するため、本市が平成15年10月に制定した条例。環境の保全（良好な自然環境が回復する条件の創出および良好な生活環境の創出を含む。）について、基本理念を定め、市、事業者、市民および滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。平成16年4月1日施行。

浦安市環境保全 条例 P. 13	現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、これまでの産業型公害に対応した浦安市公害防止条例を全面改正し、浦安市環境基本条例の本旨にのっとり、環境の保全等に関し市の施策や公害の防止のための規制を盛り込んだ。平成21年7月1日施行。
浦安市地球温暖化 対策実行計画 P. 13	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、本市の事務および事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画。平成28年度を計画目標年度とし、平成23年度に第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画を策定した。
浦安市復興計画 P. 13	東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針として、平成24年3月に策定した計画。震災からの復旧、復興に向けた取り組みを緊急かつ優先的に進めていく必要があることから、第2期基本計画を補完する計画として位置づけている、
エコセメント P. 13	最終処分場への埋め立て量を減らすため、廃棄物処理の残渣の再資源化の1つとしてブロックやセメントなどに再資源化を図るもの。
エコドライブ P. 24	急発進や急加速、空ぶかし等を避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転のこと。
温室効果ガス P. 84	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。第二約束期間における対象ガスとして三フッ化窒素を追加することが、平成23年に開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において決定された。

【力行】

海域B類型 海域IV類型 P. 35	<p>水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。健康項目は全国一律の基準であるが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を決定する仕組みを取り、海域B類型及び海域IV類型はそのひとつである。</p> <p>類型別にpH、COD、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全りん等について類型ごとの基準値が設定され、これに基づき都道府県が水域の状況に応じて、類型指定を行う。</p>
化学的酸素要求量 (COD) P. 35	<p>化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。</p>
河川B類型 P. 35	<p>水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。健康項目は全国一律の基準であるが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を決定する仕組みを取り、河川B類型はそのひとつである。</p> <p>類型別にpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について類型ごとの基準値が設定され、これに基づき都道府県が水域の状況に応じて、類型指定を行う。</p>

環境基準 P. 24	環境基本法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準。
環境配慮指針 P. 8	環境基本計画に基づいて、市民、事業者等が日常生活や事業活動において、環境に対して配慮すべき事項を示した指針。
環境への負荷 P. 5	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境マネジメントシステム P. 13	事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きで、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management-and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。
規制基準 P. 45	事業者がばい煙、汚水、騒音、悪臭などを発生する場合において、遵守しなければならない基準をいう。
揮発性有機化合物（VOC） P. 27	常温で揮発しやすい化合物の総称。ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン等のさまざまな物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく燃えにくい性質を持ち、主に塗料・インク・溶剤等に含まれている。吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。
共生 P. 66	異なる種類の生物が、互いに行動や生理（生物に本来備わっている、生きていくための仕組み）活動において互いに緊密な関係を保ちながら生活している現象をいう。近年、共生という言葉は、こうした生物学的な意味だけでなく、「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われることが多くなっている。平成5年に策定された国の環境基本計画では「共生」「循環」などをキーワードとしており、平成12年に策定された新・環境基本計画においても引き継がれている。ここでは、自然の保護または整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義されている。
協働 P. 2	市民と行政が、お互いに共通の目的を達成するために、双方の特性を活かし、役割と責任を自覚して対等な立場で協力しあい、相互に補完し合うことをいう。行政と協働する市民とは、NPOやボランティア活動団体などの市民活動団体、自治会などの地域活動団体、営利を目的としない公益的な活動を行う企業や大学など、市民の生活の向上・改善に結びつくための活動を行う「まちづくり活動団体」のことをいう。（「浦安市協働のガイドライン」より）
近隣騒音 P. 45	飲食店等の営業騒音、商業宣伝の拡声機騒音、家庭のピアノなどの生活騒音をいう。
景観 P. 7	人間（主体）が見る客体である事物。一般的には「風景」と同じように使われているが、「風景」は客体を見る人の心や感情、また知識等を介して主観的に捉えられるものであり、「景観」は客体を客観的・科学的に捉えたものとして使われる。客体の主たる構成要素により、自然景観、人文景観、歴史的景観などさまざまに分類される。また、視点場（景観を見る地点）と視対象（景観として把握される客体）との関係からも眺望景観、圍繞景観、シークエンス景観などさまざまに分類される。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） P. 81	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するための法律。

資料編

建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)	特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定め、地盤沈下の防止を図ることを目的とした法律。
P. 50	
光化学オキシダント(O _x)	大気中の窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて、光化学反応で生成される酸化性物質の総称。 粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などの植物へ影響を与える。
P. 24	
光化学スモッグ	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質【エアロゾル(固体または液体の微粒子が、気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態)]を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいう。
P. 27	
公害	「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。))に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。
P. 5	
公共用水域の水質の保全に関する法律	昭和33年の本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機として、「水質汚濁防止法」の原点となった水質二法のうちのひとつ。公共用水域の水質の保全を図るとともに、水質の汚濁に関する紛争の解決に資するために、これに必要な基本的事項を定め、産業の相互協同と公衆衛生の向上に寄与することを目的とした法律。昭和45年に水質二法に代わって、従来の排水規制体制を抜本的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。
P. 12	
工業用水法	特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定め、工業の健全な発達と地盤沈下防止を図ることを目的とした法律。
P. 50	
工場排水等の規制に関する法律	昭和33年の本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機として、「水質汚濁防止法」の原点となった水質二法のうちのひとつ。工場および事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした法律。昭和45年に水質二法に代わって、従来の排水規制体制を抜本的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。
P. 12	
固定発生源	大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分けられる。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉がある。移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。
P. 7	
【サ行】	
再資源化率	市内のごみ総量に占める再資源化されるごみ量の割合。考え方(計算式)は次のとおり。 再資源化量=資源ごみ搬入量+拠点回収+資源回収補助事業 再資源化率=再資源化量÷総ごみ排出量
P. 74	

里親制度 P. 67	地域住民や企業などが「里親」となり、道路、公園、河川海岸などの公共空間を管理、維持していく制度。
産業型公害 P. 4	公害は、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」であり、このうち事業活動に伴う被害を産業型公害という。 産業型公害は、工場から排出される排煙中の窒素酸化物、硫黄酸化物による大気汚染や酸性雨、工場排水中の各種化学物質による水質汚濁、ダイオキシン、PCB、農薬など有機塩素化合物による土壌や海水の汚染、また、フロンガスによるオゾン層破壊など多岐にわたる。
産業廃棄物 P. 81	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。
酸性雨 P. 26	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれ生成する。あるいは、エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に多数浮かんでいる物質）の形で直接酸が地上に到達することをいう。 ひとつの目安として、pH5.6以下で酸性雨と呼ばれ、湖沼や土壌を酸性化し、魚類や植物に多大な影響を与える。
三番瀬 P. 7	三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸およびふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と習志野市茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲。
三番瀬再生計画 P. 59	三番瀬再生計画検討会議より提出された三番瀬再生計画案をできる限り尊重しながら、三番瀬再生に関する施策の方向性を示すため、千葉県が策定した計画。三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針、構すべき施策や推進方法を定めた基本計画と、基本計画で定める目標の実現に向けた事業計画からなる。
三番瀬再生計画 検討会議 (通称：円卓会議) P. 59	三番瀬の再生計画を検討するため、学識経験者、地元住民、漁業関係者、環境保護団体、千葉県民、国、千葉県、地元市等により構成された検討会議。平成16年1月22日に三番瀬再生計画案を千葉県知事へ提出した。
三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する 浦安市の基本方針 P. 59	本市の三番瀬の保全・再生と水辺の活用の方向性を示した基本方針。
ジクロロメタン P. 25	金属部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われるほか、各種の溶剤などとして使われている。
自己宣言 P. 13	ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築した組織が、第三者審査機関の審査に頼らず、独自の手法で環境マネジメントシステムが確立していることを示すもの。
自然圧密 P. 50	堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土粒子自体の重量により自然圧密が進行する。

シックハウス症候群 P. 44	住宅建材や家具から放散される化学物質などが原因で頭痛、目の痛みなどの症状が現れること。接着剤や合板などに含まれるホルムアルデヒド、有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、防虫剤に含まれるパラジクロロベンゼン等が原因物質と考えられている。
指定ごみ袋 P. 13	ごみ減量と再資源化の推進などを目的に市が指定する、ごみを収集するための袋。平成17年度からは、家庭系の可燃ごみと不燃ごみを、市が指定した透明または半透明の袋により収集するとともに、レジ袋の一層の削減を目的とするため、買物袋持参を促進する「マイバッグ運動」も合わせて推進する。
指定文化財 P. 71	文化財保護法に基づき、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・伝統的建造物群・文化財の保存技術の中で、特に重要なものについて、国や県および市町村が指定・選定を行って保護の対象としているもの。
地盤沈下 P. 7	地下水などの過剰な汲み上げなど、人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象で、典型七公害のひとつ。その進行が発見しにくく、長期間に渡り建物や道路などに被害を与え、生活環境に大きな影響を及ぼす。また、人為的な要因のほか、地震（圧密沈下）による大規模な地盤沈下もある。
循環型社会 P. 6	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。
省エネルギー P. 7	石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。
焼却残渣 P. 74	廃棄物を焼却して得られた焼却灰。
シンチレーション式 サーベイメータ P. 30	放射線測定器のひとつで、ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定する機器。
省資源 P. 7	地球上の資源を保護するため、物資やエネルギーの消費を減らすこと。
新エネルギー P. 9	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーなどに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（平成9年）で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギーが含まれる。平成20年の同法改正により、新たに地熱発電、未利用水力を利用する水力発電が追加された。
親水性 P. 58	河川などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる自然環境。親水性には「水辺に直接ふれられる」「より身近に親しめる」「良好な視認性」などの意味を含む。
振動規制法 P. 45	工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。
新町地域 P. 15	日の出、明海、高洲地区の総称。

<p>水質汚濁防止法 P. 40</p>	<p>事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等を定めることにより、公共用水域および地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。</p>
<p>水素イオン濃度指数 (pH) P. 35</p>	<p>水（溶液）の酸性、アルカリ性の強さを示すもので、pH 7が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。</p>
<p>生活環境の保全に 関する環境基準 P. 36</p>	<p>環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、昭和46年に定められた、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係る環境基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）および生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。健康項目は全国一律の基準であるが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を決定する仕組みを取る。 生活環境項目は、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、具体的には、pH、BOD、COD、SS、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全りん等について類型ごとの基準値が設定されている。</p>
<p>生態系 P. 60</p>	<p>ある地域にすむすべての生物とその地域内の大気、水、土などの無機的環境をひとまとめにして捉えた系。</p>
<p>生物化学的酸素 要求量 (BOD) P. 35</p>	<p>水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。</p>
<p>精密水準点 P. 50</p>	<p>地盤沈下の状況を監視するために設置された水準点。毎年、定点の標高を高精度測量により観測し、前年度からの変動（差）を求めて、地盤沈下の進行を監視している。国土地理院が全国規模で観測しているほか、特定の都道府県で実施している。</p>
<p>全窒素（T-N） P. 35</p>	<p>水中に含まれる窒素化合物の総量をいう。窒素は、りんと共に富栄養化の原因物質とされている。</p>
<p>全りん（T-P） P. 35</p>	<p>水中に含まれる無機、有機のリン化合物の総量をいう。りんは、窒素と共に富栄養化の原因物質とされている。</p>
<p>騒音規制法 P. 45</p>	<p>工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音にかかる許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。</p>
<p>【タ行】</p>	
<p>ダイオキシン類 P. 25</p>	<p>ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。</p>

<p>大気汚染防止法 P. 24</p>	<p>工場および事業場における事業活動ならびに建築物の解体等に伴うばい煙ならびに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、ならびに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、ならびに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。</p>
<p>滞在者等 P. 2</p>	<p>市内に滞在し、または通過する者。</p>
<p>炭化水素（HC） P. 26</p>	<p>炭素と水素を含んだ有機化合物のことをいう。有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用され、主に塗装印刷工場・化学工場やガソリンスタンド等から発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つとされている。</p>
<p>地球環境問題 P. 4</p>	<p>人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題。地球環境問題として、（１）地球温暖化、（２）オゾン層の破壊、（３）森林（特に熱帯林）の減少、（４）開発途上国の公害、（５）酸性雨、（６）砂漠化、（７）生物多様性の減少、（８）海洋汚染、（９）有害廃棄物の越境移動の９つの問題が主に認識され、かつ取り組まれてきている。</p>
<p>窒素酸化物 （NO_x） P. 27</p>	<p>物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物（NO_x）が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素（NO）が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素（NO₂）となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）とを合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。</p>
<p>低公害車 P. 24</p>	<p>窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。</p>
<p>テトラクロロエチレン P. 25</p>	<p>かつては主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質。</p>
<p>出前ビーンズ P. 75</p>	<p>市民のごみ減量・再資源化に対する意識啓発を目的に、市職員が市民の集まりに出かけて、ごみ減量・再資源化に関する話をし、普及・啓発を図る事業。</p>
<p>天然ガスかん水 P. 50</p>	<p>天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたもの。ヨウ素の含有量も多く、千葉県一帯の第3紀層中に存在している。</p>
<p>電波障害 P. 12</p>	<p>通信機器や電子機器から放射される電波（もしくは高周波電流）が別の電子機器の動作に影響を及ぼす現象。</p>
<p>毒性等量（TEQ） P. 25</p>	<p>ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっていることから、ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量。</p>
<p>都市計画マスター プラン P. 66</p>	<p>都市計画法に基づいて、市民の意見を反映させた長期的な都市づくりの考え方を定めたもの。</p>

資料編

土砂などの埋め立て P. 52	土砂等（土砂およびこれに混入し、または吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造または加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為。
土壌汚染対策法 P. 51	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置およびその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律。
トリクロロエチレン P. 25	機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質。

【ナ行】

中町地域 P. 15	海楽、東野、美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜2・3丁目地区の総称。
二酸化硫黄 (SO ₂) P. 24	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。
二酸化炭素 (CO ₂) P. 85	地球大気中では微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では390ppm程度にまで上昇し、なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。
二酸化窒素 (NO ₂) P. 24	物が燃える際に、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して生成する窒素酸化物（NOx）のひとつ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのどさらには胸が痛み、呼吸が困難になることもある。
猫実一般環境 大気測定局 P. 24	一般環境大気測定局とは、一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局である。本市においては、郷土博物館内に設置している。
年間1ミリシーベルト P. 30	放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件として、国が示した基準。 シーベルトとは、放射線を浴びた時の人体への影響を表す単位である。 * 1シーベルト=1,000ミリシーベルト=100万マイクロシーベルト。

【ハ行】

pg（単位） P. 25	重さを量る単位、1兆分の1グラム。
pg-TEQ/m ³ （単位） P. 25	ダイオキシン類の濃度を表す単位として用いられる。pg（ピコグラム）は、一兆分の1gのことで、微量物質の重さの単位のひとつである。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い2, 3, 6, 7-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して表し、これを「毒性等価物量（TEQ）」という。

ヒートアイランド現象 P. 94	都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれている。
ビーンズ計画 P. 12	ごみ減量・再資源化に全市を挙げて取り組むために平成3年にスタートしたごみ減量・再資源化キャンペーン。
ppm（単位） P. 25	100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1 m ³ （立方メートル）の中にその物質が1 cm ³ （立方センチメートル）含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水1 kgの中にその物質が1 mg含まれていること。
光害（ひかりがい） P. 44	照明に関して、安全性および効率性の確保ならびに景観および周辺環境への配慮等が十分になされていない状況、またはそれによる悪影響。
ビル風害 P. 44	高層建造物の周辺に局部的に発生するビル風によって生じる被害。高層建造物が建設されると、ビルの両横で強風となり、風下のビルの後側では風が弱くなり、また、風の変動が大きくなって乱流が発生する。
浮遊物質（SS） P. 35	水中に浮遊または懸濁している直径2 mm以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。
浮遊粒子状物質（SPM） P. 24	大気中に浮遊する粒子状の物質【浮遊粉じん、エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態）など】のうち粒径が10 μm（マイクロメートル）（μm=1000分の1mm）以下のものをいう。
文化振興ビジョン P. 70	今後の浦安市の文化振興を図るための基本となる指針。地域の人々の生き方、暮らしの中から生まれ、人々の暮らしの中に息づく身近な文化を見つめ直し、生活やまちに密着した文化を大切にすることを文化振興ビジョンの基本的な方向とする。
閉鎖性海域 P. 34	外海との海水の交換が少ない海域のことをいい、日本においては瀬戸内海、伊勢湾および東京湾等が該当する。閉鎖性海域では、海水の交換が少ないため、汚濁物質が滞留しやすく、富栄養化が進みやすいなどの特徴がある。
ベンゼン P. 24	かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。
放射性物質 P. 30	放射線を放出する物質、または放射性核種を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射線 P. 30	電磁波や運動している粒子で、物質の密度の大小によっても異なるが、同物質を通過する能力をもったもの。
本州製紙江戸川工場 悪水放流事件 P. 12	昭和33年に本州製紙江戸川工場の悪水放流により被害を受けた浦安の漁民が、同工場に乱入して起きた大乱闘事件。これを契機として、国は「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」を制定した。

資料編

【マ行】

毎時0.23マイクロシ

ーベルト 年間1ミリシーベルトを時間に換算した数値。

P. 30

$\mu\text{Sv/h}$ (単位)

マイクロシーベルト/毎時のこと。

P. 30

水と緑の
ネットワーク

公園、緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や緑地、海岸、河川等の空間を保全し、うるおいのある緑豊かな環境の創出を図ること。

P. 58

緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、市が中長期的な観点に立って市民とともに策定する、都市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画。

P. 64

美浜自動車排出ガス

測定局

自動車排出ガス測定局とは、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路および道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局である。本市においては、県が美浜東第三児童公園内に設置している。

P. 24

mg/l (単位)

水1ℓの中にその物質が1mg含まれていること。ppmとほぼ同じ値を示す。

P. 35

元町地域

当代島、北栄、猫実、堀江、富士見地区の総称。

P. 15

【ヤ行】

要請限度

環境省令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合は、道路管理者等に対して改善措置を要請することができる。

P. 45

溶存酸素量 (DO)

水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境であるといえる。

P. 35

【ラ行】

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

P. 9

*より詳しく知りたい方は、「一般財団法人E I Cネット (<http://www.eic.or.jp>)」などをご参照ください。

